

令和2年度 指定障害福祉サービス事業者等 に係る集団指導

資料項目

- 1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容
- 2 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
- 3 指導事例
- 4 業務管理体制について
- 5 情報公表及び災害情報システムについて
- 6 その他
 - (1) 4月以降の各種届出について
 - (2) 令和3年度実地指導について

【問合せ先】

旭川市福祉保険部

指導監査課(障がい担当)

Tel : 0166-26-1111 (内5118, 5129)

E-mail: shido-syougai@city.asahikawa.lg.jp

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

令和 3 年 2 月 4 日

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：＋0.56% ※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価＋0.05%（令和 3 年 9 月末までの間）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し 等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援 B 型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児者を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場における ICT の活用
 - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のための ICT の活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続（就労継続支援 A 型、放課後等デイサービス）

グループホームにおける重度化・高齢化への対応

① 重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算（Ⅰ）360単位/日 ※ 重度障害者等包括支援の対象者（区分6かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者）

【新設】重度障害者支援加算（Ⅱ）180単位/日 ※ 区分4以上の強度行動障害を有する者

② 医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】医療的ケア対応支援加算 120単位/日

③ 強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害者養成研修又は行動援助従事者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】強度行動障害者体験利用加算 400単位/日

④ 基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

（例）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現行】区分6:1,104単位/日、区分5:988単位/日、区分4:906単位/日、区分3:721単位/日

【見直し後】区分6:1,105単位/日、区分5:989単位/日、区分4:907単位/日、区分3:650単位/日

※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。



⑤ 夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、

- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、
- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）・住居ごとの夜勤職員を配置 ※1

夜間支援等体制加算（Ⅱ）・宿直職員を配置

夜間支援等体制加算（Ⅲ）・警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）・事業所単位で夜勤職員を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅴ）・事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅵ）・事業所単位で宿直職員を追加配置

（Ⅰ）に上乗せで加算 ※2

※1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

（例）利用者が5人の場合 【現行】（区分に関わらず）269単位/日 ⇒ 【見直し後】区分4以上:269単位/日 区分3:224単位/日 区分2以下:179単位/日

※2 【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）

（例）利用者が15人以下の場合 夜間支援等体制加算（Ⅳ）60単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅴ）30単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅵ）30単位/日

※ 重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。

自立生活援助の整備の促進

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

報酬の見直し（主なもの）

● 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者に加える。

【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

(参考)基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位/月	1,090単位/月
自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位/月	817単位/月

● 同行支援加算の見直し

業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算

（同行支援の回数にかかわらず）500単位/月

【見直し後】同行支援加算

（月2回まで）500単位/月 （月3回）750単位/月 （月4回以上）1,000単位/月

● 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】

イ 緊急時支援加算（Ⅰ）

711単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 + 50単位/日

・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。

ロ 緊急時支援加算（Ⅱ）

94単位/日

・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

● 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

【新設】居住支援連携体制加算

35単位/月（体制加算）

・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

【新設】地域居住支援体制強化推進加算

500単位/回（月1回を限度）

・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

- 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

<地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- ・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

（参考）全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がある
令和2年4月時点における整備状況 468市町村（うち、圏域整備：65圏域268市町村）
令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

地域生活支援拠点等



緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

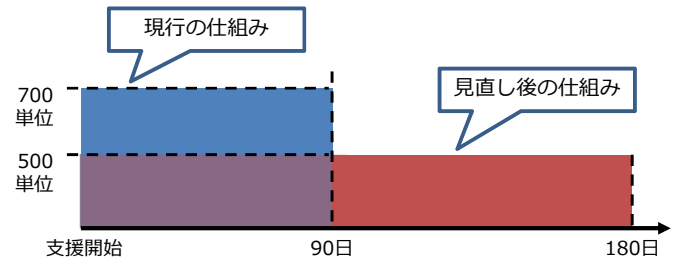
（参考）地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）
（計画相談支援・障害児相談支援）地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月（月1回限度）
（地域移行支援）障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

重度障害者支援加算の見直し（生活介護・施設入所支援）

1. 共通事項

- 強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行う場合の、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適應するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

- ・ 算定期間：（現行）90日 →（改正後）180日
- ・ 単位数：（現行）700単位 →（改正後）500単位



2. 生活介護（強度行動障害関係）

- 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合には、重度障害者支援加算の算定を可能とする。

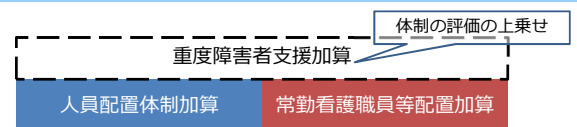
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備 7単位/日
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施 180単位/日

3. 生活介護（重症心身障害者関係）

- 重症心身障害者の受入を評価するため

- ・ 人員配置体制加算（Ⅰ）※直接処遇職員を1.7:1以上配置
- ・ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）※常勤換算で看護職員を3人以上配置

を算定している場合に、両加算の要件を超える人員配置をしている場合に加算を算定可能とする。



質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

①基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- ① 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- ② 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務負担負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- ③ 常勤専従職員員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

[令和3年改定後の段階別基本報酬単価]				
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,464単位	1,864単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上			1,764単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,462単位		1,672単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,522単位	1,622単位
機能強化なし				1,522単位
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	継続サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,213単位	1,613単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上			1,513単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,211単位		1,410単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,260単位	1,360単位
機能強化なし				1,260単位

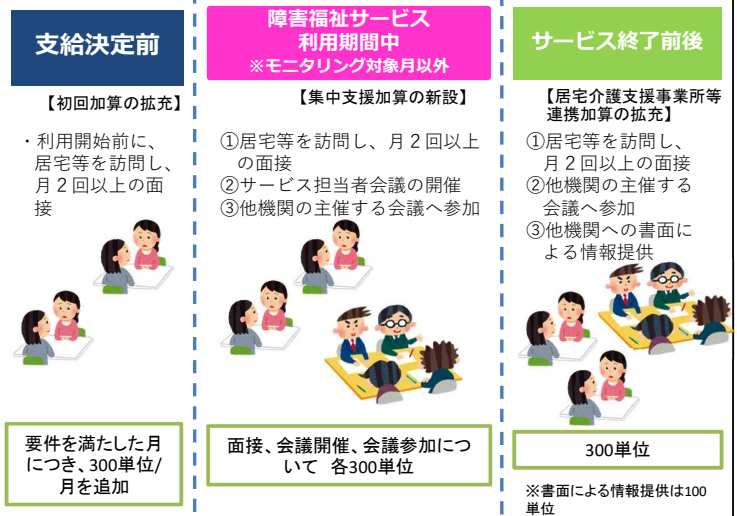
- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする
(地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。)



- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価(100単位)

②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う



③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の証書書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管することとする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
 - ・利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
 - ・モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

就労移行支援・就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し

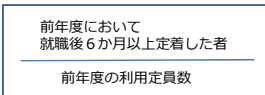
【就労移行支援】

- 一般就労の高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。
- 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定。

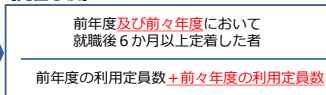
就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

※定員20人以下の場合の単位

【現行】



【見直し後】



- 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設。

【支援計画会議実施加算】 583単位/回（新設）
（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）



【就労定着支援】

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。
- 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】

就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月
1割未満	1,045単位/月

【見直し後】

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449単位/月
9割以上9割5分未満	3,285単位/月
8割以上9割未満	2,710単位/月
7割以上8割未満	2,176単位/月
5割以上7割未満	1,642単位/月
3割以上5割未満	1,395単位/月
3割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

- 支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有することを要件とする。

【現行】

「利用者との対面により1月に1回以上の支援」を行った場合に算定

【見直し後】

どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定

- 関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する新たな加算を創設。

【定着支援連携促進加算】 579単位/回（新設）
（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）

※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し

現行

- 「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

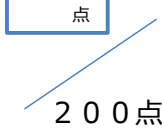
※ 従業員配置7.5：1、定員20人
以下の場合の単位

見直し後

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標	判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価 5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価 5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価 0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価 0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 0点～10点で評価

スコア合計点



スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 B 型の基本報酬等の見直し

現行

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

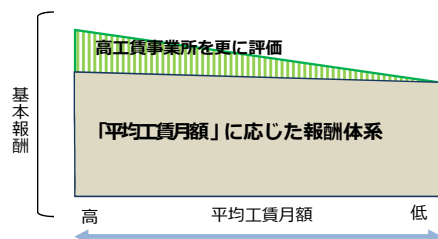
見直し後

基本報酬の報酬体系の類型化

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※）
 - 高工賃を実現している事業所を更に評価
 - よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位



- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

新たな加算の創設

【地域協働加算】（新設） 30単位/日
利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設） 100単位/月
就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。



「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（新設）

地域協働加算（新設）
ピアサポート実施加算（新設）

基本報酬

加算

（※） 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し

現 行

- 「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

※ 従業員配置7.5：1、定員20人
以下の場合の単位

見直し後

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標	判定スコア
I.労働時間	1日の平均労働時間により評価 5点～80点で評価
II.生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価 5点～40点で評価
III.多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価 0点～35点で評価
IV.支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価 0点～35点で評価
V.地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 0点～10点で評価

スコア合計点

点

200点

スコア合計点

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

（参考）就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア式について

	評価指標	判定スコア
I.労働時間	1日の平均労働時間により評価 7時間以上：80点 4時間以上4時間30分未満：40点 6時間以上7時間未満：70点 3時間以上4時間未満：30点 5時間以上6時間未満：55点 2時間以上3時間未満：20点 4時間30分以上5時間未満：45点 2時間未満：5点	5～80点 で評価
II.生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価 前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う資金の総額以上である。：40点 前年度の前年度活動収支が、利用者に支払う資金の総額以上である。：25点 前年度の前年度活動収支が、利用者に支払う資金の総額未満である。：20点 前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う資金の総額未満である。：5点	5～40点 で評価
III.多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価 以下、任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により、当該制度を活用した実績があった場合に評価値を各2（実績がない場合は1）として評価（最少0～最大10）した上で、以下3段階の評価。 8以上であること：35点 6以上であること：25点 1以上であること：15点 ①免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の奨励に関する事項 ②当該就労継続支援 A 型事業所の利用者、職員（利用者を除く）としての登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 ③在宅勤務に係る労働条件及び勤務規律に関する事項 ④フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 ⑤1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 ⑥早出遅出勤に係る労働条件に関する事項 ⑦時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 ⑧従業員が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項	0～35点 で評価
IV.支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価 以下、任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて評価値として各1～2として評価（最少0～最大10）した上で、以下3段階の評価。 8以上であること：35点 6以上であること：25点 1以上であること：15点 <評価点> ①職員（職業指導員等）の半数以上参加：2点/1名以上参加：1点、②④2回以上の実施：2点/1回：1点 ③実習等への参加及び実習等の受け入れ：2点/実習等への参加又は実習等の受け入れ：1点、⑤～⑧当該項目に該当する場合：2点 ①職員の研修に関する計画に基づき障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況 ②外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況 ③障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況 ④販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出席、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況 ⑤昇格、昇格と連動した人事評価制度の整備状況 ⑥障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況 ⑦前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況 ⑧国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況	0～35点 で評価
V.地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 前年度において、地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組を実施した場合に、当該活動の内容及び連携先である企業等の意見又は評価を記録した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していることをもって評価する。1事例以上ある場合：10点	0～10点 で評価

- 260 -

合計

点

200点

6

就労継続支援B型の基本報酬等の見直し

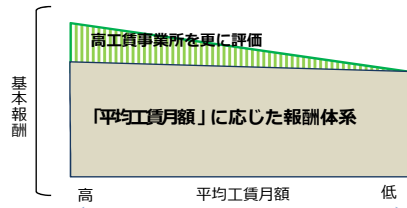
現行	
●「平均工賃月額」に応じた報酬体系	
平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

(※) 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

見直し後	
基本報酬の報酬体系の類型化	
●「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※）	
・高工賃を実現している事業所を更に評価 ・よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入	
平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位



●「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

新たな加算の創設

【地域協働加算】（新設）**30単位/日**
利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設）**100単位/月**
就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。



「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（新設）

地域協働加算（新設）
ピアサポート実施加算（新設）

基本報酬

加算

就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用に係る要件の緩和

	現行（※1）	
	離島等以外	離島等
利用者	・通所利用が困難で、 ・在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した場合	（同左）
事業運営等	・運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記 ・指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出	（同左）
	① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保 ② 1日2回連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応 ③ 緊急時の対応 ④ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保 ⑤ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により評価等を1週間につき1回は行う ⑥ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行う ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない	（①～④、⑦は同左） ⑤' 訪問又は通所による評価を、電話・PC等による評価等に代替可 ⑥' 利用者の通所による評価を、事業所職員による訪問による評価も可
その他		

令和3年4月以降（※2）
・在宅でのサービス利用を希望する者であって、 ・在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合
（ 現行の取扱いと同様 ） ・運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記 ・指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出
現行の「離島等」の取扱いと同様
在宅と通所を組み合わせた支援可

※1 平成30年4月10日付障発0410第1号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について

※2 在宅における質の高い支援につなげるため令和3年3月末までに「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス提供に当たって留意すべきポイントをまとめた資料（ガイドライン）」を発出予定（令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者の多様な働き方と支援の実態に関する調査研究」）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた今後の実績算定の取扱いについて

【令和3年度にかかる報酬の取扱い】 ※ 令和4年度以降にかかる報酬の取扱いについては改めて検討

サービス	現行の取扱い	令和3年4月以降の見直し内容	柔軟な取扱い
就労移行支援	前年度の就労定着率の実績を踏まえて評価	過去2年間の就労定着率の実績を踏まえて評価	①「令和元年度～令和2年度」 ②「平成30年度～令和元年度」 いずれかの就労定着率の実績で評価
就労定着支援	過去3年間の支援期間の就労定着率の実績を踏まえて評価		①「平成30年度～令和元年度（2年間）」 ②「平成30年度～令和2年度（3年間）」 いずれかの支援期間の就労定着率の実績を用いて算出
就労継続支援A型	前年度の1日の平均労働時間の実績を踏まえて評価	次の5つの評価項目における前年度（又は前年度及び前々年度）の実績を踏まえて評価 Ⅰ.1日の平均労働時間 Ⅱ.生産活動収支の状況 Ⅲ.多様な働き方に係る制度整備及び実施 Ⅳ.安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組 Ⅴ.地域連携活動の実施状況	・「Ⅰ.1日の平均労働時間」については、次のいずれかの実績を用いて算出 ①「平成30年度」 ②「令和元年度」 ③「令和2年度」 ・「Ⅱ.生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」（前々年度）に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」（前々々年度）を用いる） ・それ以外の項目は、令和2年度実績で評価（「Ⅲ.多様な働き方に係る制度整備」の状況は、令和3年4月1日時点の状況）。
就労継続支援B型	前年度の平均工賃月額の実績を踏まえて評価		①「平成30年度」 ②「令和元年度」 ③「令和2年度」 いずれかの平均工賃月額の実績で評価 ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合

関連資料2

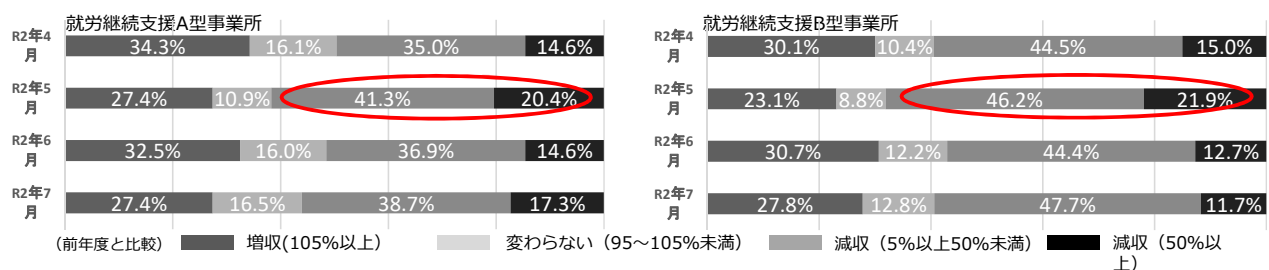
直近の就労継続支援事業所における生産活動の状況

第100回社会保障審議会障害者部会
(令和2年8月28日)資料2(抜粋)

- 新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中で、就労継続支援A型・B型事業所における生産活動の状況は、
① 生産活動収入は、A型・B型ともに5月が最も落ち込んでおり、直近7月においても約6割が減収。
② 賃金・工賃は、前年同月と比較し、A型では5月を除き前年以上、B型では9割以上の水準の支払いで推移。
③ 今後の見通しとしては、A型では約5割、B型では約6割の事業所が「全く見通しが立たないまま」と回答。

注) 調査結果は調査期間終了時点(8月24日(月)17:00)の速報値であり現在精査中

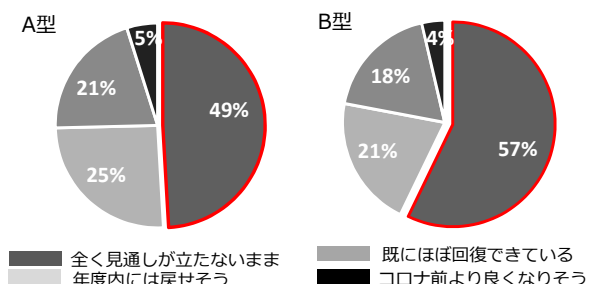
① 生産活動収入の状況(前年度同月比較)



② 平均月額賃金・工賃の状況(前年同月比較)

	R1年度	R2年度	増減割合(月)
A型 H30 平均賃金 76,887 円	4月	78,520	81,054
	5月	80,482	78,701
	6月	79,302	84,274
	7月	83,748	85,240
B型 H30 平均工賃 16,118 円	4月	15,407	14,199
	5月	14,906	13,508
	6月	15,785	14,965
	7月	16,585	15,515

③ 今後の見通し(R2年8月現在)



【令和2年度障害者総合福祉推進事業】「就労系障害福祉サービスにおける就労支援事業会計の管理の実態と会計処理における課題に関する調査研究」における緊急調査(株式会社インサイト)
調査期間: 令和2年8月7日～24日 回答数: 就労継続支援A型760事業所 就労継続支援B型3,814事業所 調査方法: WEB調査

就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況(令和2年3月末時点)

- 生産活動の経営状況を把握した3,223事業所のうち、指定基準第192条第2項(※1)の要件を満たせていない事業所は**1,907事業所** (59.2% : 1,907/3,223)
- このうち、昨年度も同様に指定基準を満たせていなかった事業所は**1,534事業所** (80.4% : 1,534/1,907)

(※1) 就労継続支援A型事業所については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)第192条第2項において、「**生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない**」こととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が上記規定を満たせていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

【生産活動の経営改善状況(令和2年3月31日時点)】

(令和2年11月6日現在)

指定事業所数	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たせていない		平成31.3.31日時点も満たせていない	
3,902	3,223	1,907 (※2)	59.2%	1,534	80.4%

(参考：平成31年3月31日時点)

3,877	3,162	2,093	66.2%
-------	-------	--------------	-------

(※2) 指定基準を満たせていない事業所(1,907)のうち、経営改善計画書を提出している事業所は1,701事業所(提出率89.2%)

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

【都道府県別】就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況(令和2年3月末時点)

(令和2年11月6日現在)

指定権者	指定事業 所数	経営状況を 把握した 事業所数		指定基準を 満たせていない (生産活動収支＜ 利用者賃金)			左記以外 (生産活動収支≥ 利用者賃金)		指定権者	指定事業 所数	経営状況を 把握した 事業所数		指定基準を 満たせていない (生産活動収支＜ 利用者賃金)			左記以外 (生産活動収支≥ 利用者賃金)			
		把握率		提出済	提出率			把握率				提出済	提出率						
北海道	110	97	88.2%	60	61.9%	47	78.3%	37	38.1%	滋賀県	24	7	29.2%	4	57.1%	4	100%	3	42.9%
青森県	49	31	63.3%	18	58.1%	12	66.7%	13	41.9%	京都府	32	28	87.5%	3	10.7%	3	100%	25	89.3%
岩手県	24	22	91.7%	11	50.0%	10	90.9%	11	50.0%	大阪府	78	71	91.0%	52	73.2%	45	86.5%	19	26.8%
宮城県	31	23	74.2%	14	60.9%	0	0%	9	39.1%	兵庫県	48	41	85.4%	19	46.3%	15	78.9%	22	53.7%
秋田県	16	15	93.8%	10	66.7%	10	100%	5	33.3%	奈良県	30	25	83.3%	14	56.0%	14	100%	11	44.0%
山形県	25	23	92.0%	10	43.5%	10	100%	13	56.5%	和歌山県	33	30	90.9%	19	63.3%	19	100%	11	36.7%
福島県	12	7	58.3%	4	57.1%	4	100%	3	42.9%	鳥取県	20	19	95.0%	5	26.3%	2	40.0%	14	73.7%
茨城県	85	55	64.7%	13	23.6%	2	15.4%	42	76.4%	島根県	20	19	95.0%	8	42.1%	8	100%	11	57.9%
栃木県	41	32	78.0%	21	65.6%	20	95.2%	11	34.4%	岡山県	44	44	100%	30	68.2%	26	86.7%	14	31.8%
群馬県	24	19	79.2%	8	42.1%	8	100%	11	57.9%	広島県	22	22	100%	7	31.8%	7	100%	15	68.2%
埼玉県	40	38	95.0%	34	89.5%	22	64.7%	4	10.5%	山口県	30	29	96.7%	18	62.1%	17	94.4%	11	37.9%
千葉県	61	55	90.2%	32	58.2%	31	96.9%	23	41.8%	徳島県	26	26	100%	12	46.2%	12	100%	14	53.8%
東京都	94	93	98.9%	46	49.5%	46	100%	47	50.5%	香川県	11	11	100%	1	9.1%	1	100%	10	90.9%
神奈川県	30	29	96.7%	20	69.0%	14	70.0%	9	31.0%	愛媛県	34	33	97.1%	22	66.7%	22	100%	11	33.3%
新潟県	24	23	95.8%	10	43.5%	10	100%	13	56.5%	高知県	10	10	100%	3	30.0%	3	100%	7	70.0%
富山県	29	26	89.7%	22	84.6%	21	95.5%	4	15.4%	福岡県	126	23	18.3%	9	39.1%	9	100%	14	60.9%
石川県	33	32	97.0%	20	62.5%	20	100%	12	37.5%	佐賀県	43	41	95.3%	23	56.1%	23	100%	18	43.9%
福井県	41	35	85.4%	29	82.9%	28	96.6%	6	17.1%	長崎県	36	29	80.6%	4	13.8%	2	50.0%	25	86.2%
山梨県	17	15	88.2%	9	60.0%	8	88.9%	6	40.0%	熊本県	119	110	92.4%	75	68.2%	72	96.0%	35	31.8%
長野県	34	33	97.1%	10	30.3%	5	50.0%	23	69.7%	大分県	37	37	100%	10	27.0%	10	100%	27	73.0%
岐阜県	82	82	100%	43	52.4%	43	100%	39	47.6%	宮崎県	24	23	95.8%	9	39.1%	9	100%	14	60.9%
静岡県	51	43	84.3%	22	51.2%	22	100%	21	48.8%	鹿児島県	40	23	57.5%	9	39.1%	8	88.9%	14	60.9%
愛知県	105	76	72.4%	59	77.6%	59	100%	17	22.4%	沖縄県	103	88	85.4%	58	65.9%	58	100%	30	34.1%
三重県	75	50	66.7%	39	78.0%	37	94.9%	11	22.0%	合計	2,123	1,743	82.1%	978	56.1%	878	89.8%	765	43.9%

注1 青字については、合計における都道府県の平均値より低い場合。
 注2 赤字については、合計における都道府県の平均値より高い場合。
 注3 指定都市及び中核市が指定権者である事業所は含まない。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

【指定都市別】就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況(令和2年3月末時点)

(令和2年11月6日現在)

指定権者	指定事業所数	経営状況を把握した事業所数		指定基準を満たしていない (生産活動収支＜利用者賃金)		提出済		左記以外 (生産活動収支≥利用者賃金)	
		把握率	把握率	把握率	把握率	把握率	把握率	把握率	把握率
札幌市	113	70	61.9%	60	85.7%	44	73.3%	10	14.3%
仙台市	24	19	79.2%	17	89.5%	14	82.4%	2	10.5%
さいたま市	23	21	91.3%	14	66.7%	12	85.7%	7	33.3%
千葉市	15	15	100%	9	60.0%	9	100%	6	40.0%
横浜市	32	31	96.9%	14	45.2%	4	28.6%	17	54.8%
川崎市	13	12	92.3%	6	50.0%	6	100%	6	50.0%
相模原市	10	9	90.0%	8	88.9%	8	100%	1	11.1%
新潟市	19	18	94.7%	8	44.4%	8	100%	10	55.6%
静岡市	28	22	78.6%	16	72.7%	16	100%	6	27.3%
浜松市	29	26	89.7%	12	46.2%	12	100%	14	53.8%
名古屋市	105	94	89.5%	63	67.0%	63	100%	31	33.0%
京都市	46	42	91.3%	23	54.8%	23	100%	19	45.2%
大阪市	178	149	83.7%	118	79.2%	89	75.4%	31	20.8%
堺市	18	18	100%	10	55.6%	9	90.0%	8	44.4%
神戸市	42	41	97.6%	22	53.7%	22	100%	19	46.3%
岡山市	64	63	98.4%	47	74.6%	47	100%	16	25.4%
広島市	38	35	92.1%	23	65.7%	23	100%	12	34.3%
北九州市	51	42	82.4%	26	61.9%	26	100%	16	38.1%
福岡市	66	55	83.3%	24	43.6%	24	100%	31	56.4%
熊本市	55	50	90.9%	27	54.0%	27	100%	23	46.0%
合計	969	832	85.9%	547	65.7%	486	88.8%	285	34.3%

注1 青字については、合計における指定都市の平均値より低い場合。
注2 赤字については、合計における指定都市の平均値より高い場合。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

【中核市別】就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況(令和2年3月末時点)

(令和2年11月6日現在)

指定権者	指定事業所数	経営状況を把握した事業所数		指定基準を満たしていない (生産活動収支＜利用者賃金)		提出済		左記以外 (生産活動収支≥利用者賃金)	
		把握率	把握率	把握率	把握率	把握率	把握率	把握率	把握率
函館市	7	5	71.4%	1	20.0%	0	0%	4	80.0%
旭川市	7	6	85.7%	2	33.3%	2	100%	4	66.7%
青森市	23	21	91.3%	17	81.0%	17	100%	4	19.0%
八戸市	19	17	89.5%	14	82.4%	5	35.7%	3	17.6%
盛岡市	18	17	94.4%	10	58.8%	10	100%	7	41.2%
秋田市	8	7	87.5%	5	71.4%	4	80.0%	2	28.6%
山形市	5	5	100%	5	100%	5	100%	0	0%
福島市	5	1	20.0%	1	100%	1	100%	0	0%
郡山市	6	6	100%	1	16.7%	1	100%	5	83.3%
いわき市	6	5	83.3%	1	20.0%	0	0%	4	80.0%
宇都宮市	23	23	100%	12	52.2%	12	100%	11	47.8%
前橋市	5	5	100%	2	40.0%	1	50.0%	3	60.0%
高崎市	10	0	0%	-	-	-	-	-	-
川越市	12	12	100%	10	83.3%	7	70.0%	2	16.7%
川口市	7	6	85.7%	2	33.3%	2	100%	4	66.7%
越谷市	10	6	60.0%	6	100%	6	100%	0	0%
船橋市	10	10	100%	8	80.0%	8	100%	2	20.0%
柏市	4	4	100%	2	50.0%	1	50.0%	2	50.0%
八王子市	6	6	100%	4	66.7%	2	50.0%	2	33.3%
横須賀市	3	3	100%	2	66.7%	2	100%	1	33.3%
高山市	32	5	15.6%	5	100%	5	100%	0	0%
金沢市	24	22	91.7%	18	81.8%	18	100%	4	18.2%
福井市	23	1	4.3%	1	100%	1	100%	0	0%
甲府市	7	7	100%	4	57.1%	4	100%	3	42.9%
長野市	8	0	0%	-	-	-	-	-	-
岐阜市	37	36	97.3%	17	47.2%	17	100%	19	52.8%
豊橋市	11	7	63.6%	3	42.9%	3	100%	4	57.1%
岡崎市	6	6	100%	5	83.3%	5	100%	1	16.7%
豊田市	9	7	77.8%	4	57.1%	4	100%	3	42.9%
大津市	6	6	100%	4	66.7%	4	100%	2	33.3%
豊中市	6	5	83.3%	4	80.0%	4	100%	1	20.0%
高槻市	2	2	100%	2	100%	2	100%	0	0%
枚方市	9	8	88.9%	7	87.5%	6	85.7%	1	12.5%
八尾市	15	15	100%	14	93.3%	0	0%	1	6.7%
寝屋川市	4	4	100%	3	75.0%	2	66.7%	1	25.0%
東大阪市	14	14	100%	12	85.7%	12	100%	2	14.3%
姫路市	13	13	100%	5	38.5%	5	100%	8	61.5%
尼崎市	20	18	90.0%	15	83.3%	15	100%	3	16.7%
明石市	9	7	77.8%	5	71.4%	3	60.0%	2	28.6%
西宮市	19	14	73.7%	7	50.0%	7	100%	7	50.0%
奈良市	17	0	0%	-	-	-	-	-	-
和歌山市	18	17	94.4%	10	58.8%	10	100%	7	41.2%
鳥取市	12	7	58.3%	2	28.6%	2	100%	5	71.4%
松江市	12	12	100%	4	33.3%	4	100%	8	66.7%
倉敷市	30	30	100%	19	63.3%	19	100%	11	36.7%
呉市	6	3	50.0%	1	33.3%	1	100%	2	66.7%
福山市	16	16	100%	6	37.5%	6	100%	10	62.5%
下関市	5	5	100%	5	100%	5	100%	0	0%
高松市	12	11	91.7%	6	54.5%	5	83.3%	5	45.5%
松山市	39	39	100%	16	41.0%	16	100%	23	59.0%
高知市	14	12	85.7%	2	16.7%	2	100%	10	83.3%
久留米市	29	23	79.3%	17	73.9%	16	94.1%	6	26.1%
長崎市	11	9	81.8%	5	55.6%	4	80.0%	4	44.4%
佐世保市	13	13	100%	7	53.8%	7	100%	6	46.2%
大分市	32	26	81.3%	7	26.9%	7	100%	19	73.1%
宮崎市	27	27	100%	14	51.9%	14	100%	13	48.1%
鹿児島市	27	27	100%	13	48.1%	8	61.5%	14	51.9%
那覇市	22	9	40.9%	8	88.9%	8	100%	1	11.1%
合計	810	648	80.0%	382	59.0%	337	88.2%	266	41.0%

注1 青字については、合計における中核市の平均値より低い場合。
注2 赤字については、合計における中核市の平均値より高い場合。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

医療型短期入所の受入体制強化

1. 基本報酬

- 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営実態も踏まえつつ、基本報酬を引き上げる。
(例) 医療型短期入所サービス費 (I) : (現行) 2,907単位/日 → (改正後) 3,010単位/日
医療型特定短期入所サービス費 (I) : (現行) 2,785単位/日 → (改正後) 2,835単位/日

2. 医療型短期入所の対象者の整理

- 障害支援区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者を対象とする。
- 障害支援区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者について、療養介護の対象者として明文化されることから、医療型短期入所においても、より単位数の高い報酬区分の対象者とする。
- 医療的ケアの新判定スコアにおいて、16点以上である障害児を対象とする。

3. 特別重度支援加算の算定要件と単位数の見直し

- 特別重度支援加算の算定要件について、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者や医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児を医療型短期入所の対象者とするに伴い、いわゆる「動ける医ケア児」に対する支援を実施した場合にも特別重度支援加算を算定可能となるよう、「運動機能が座位まで」の要件を削除。
- その上で、利用者が必要とする医療的ケアの判定スコアの合算点数に応じて、単位数にメリハリをつける。
(現行) 388単位/日 (改正後) 610単位/日 (25点以上) 又は 297単位/日 (10点以上)

4. 日中活動支援の評価

- 医療型短期入所の利用者は、当該短期入所事業所から通所事業所へ通うことに困難を伴うことが想定される。
- 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要されている場合であって、当該事業所において、保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施している場合に評価する加算を創設する。

医療的ケア児者に対する支援の充実（全体像）

■ 看護職員の配置に関する改定項目

	サービス名	項目	改定概要
障害児	児童発達支援 放課後等デイサービス	新 基本報酬の新設 (一般事業所)	いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。医療濃度に応じ、「3:1(新スコア15点以下の児)」「2:1(新スコア16~31点の児)」又は「1:1(新スコア32点以上の児)」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合に必要な額を手当て。
		改 看護職員加配加算の要件 緩和(重心事業所)	看護職員加配加算の要件を、「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
		改 看護職員の基準人員への 算入	看護職員(※)について、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることを可能とする。 (※医療的ケア児の基本報酬又は看護職員加配加算の対象としている場合を除く)
	福祉型障害児入所施設	改 看護職員配置加算の要件 緩和	(障害児通所支援と同様に) 看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
障害者	生活介護	新 常勤看護職員等配置加算 (Ⅲ)	常勤換算で看護職員を3人以上配置し、新判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設。
共通	サービス共通(短期入所・ 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、 就労継続支援、共同生活援助、 児童発達支援、放課後等デイサービス)	医療連携体制加算 一部 新	・従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、 医療的ケアの単価を充実 させ、非医療的ケア(健康観察等)の単価を適正化。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。 ・通常は看護師配置がない 福祉型短期入所 でも、 高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。

■ 看護職員の配置以外の改定項目(再掲:詳細は各サービスの改定資料を参照)

	サービス名	項目	改定概要
障害児者	医療型短期入所	改 対象者要件	新たに、医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児や、高度な医療的ケアが必要で強度行動障害により常時介護を必要とする障害者等を対象とする。
		改 特別重度支援加算	いわゆる「動ける医ケア児」に対応できるよう「運動機能が座位まで」の要件を削除した上で、医療度の高い者の評価を引き上げる。
障害者	共同生活援助	新 医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

児童発達支援センターの報酬等の見直し

○ 児童発達支援センターについて、乳幼児期の障害児の支援の中核機関として、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。

- ① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価
- ② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価
- ③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※）

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価

- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
○ 児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

現 行		見 直 し 後	
加算	1.理学療法士等 46単位 2.児童指導員等 34単位 3.その他 20単位	加算	100単位 125単位 1.理学療法士等 42単位 2.児童指導員 27単位 1.理学療法士等 42単位 2.児童指導員等 27単位 3.その他 20単位 ①個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅱ ③専門的支援加算 児童指導員等加配加算
	児童指導員等加配加算Ⅰ		
基準人員	《基本報酬》 929 単位	基準人員	《基本報酬》 930 単位
	保育士or児童指導員		保育士or児童指導員
	児童発達支援管理責任者		児童発達支援管理責任者
	管理者		管理者

※単位数は障害児（難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く）に支援する場合の定員 41人以上50人以下の場合を記載
※上記図の高さは単位数とは一致しない

児童発達支援事業所（センター以外）の報酬等の見直し

○ 児童発達支援事業所（センター以外）について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算Ⅱ」を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算に組み替える。

- ① 個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価
- ② 個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価
- ③ 専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価（※）

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価

- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）
○ さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
○ 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

現 行		見 直 し 後	
加算	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	加算	100単位 125単位 1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員 123単位 1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員等 123単位 3.その他 90単位 ①個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅰ ②個別サポート加算Ⅱ ③個別サポート加算Ⅱ ③専門的支援加算 児童指導員等加配加算
	児童指導員等加配加算Ⅱ		
基準人員	《基本報酬》 830 単位	基準人員	《基本報酬》 885 単位
	障害福祉サービス経験者		保育士or児童指導員 ※障害福祉サービス経験者の経過措置有り(2年)
	保育士or児童指導員		児童発達支援管理責任者
	児童発達支援管理責任者		管理者
	管理者		

※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載
※上記図の高さは単位数とは一致しない

障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

- 「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書（令和2年2月）を踏まえ、障害児入所施設の支援の質の向上を図るため、人員配置基準の見直し（4.3：1→4:1等）をするとともに、基本報酬の引き上げを行う。
- 障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行を推進するため、ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価等を行う。

○ 福祉型障害児入所施設における人員配置基準等の見直し

- ・ 主として知的障害児を入所させる施設（4.3：1）、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設（乳児又は幼児 4:1・少年 5:1）の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直すとともに、基本報酬の見直しを行う。

【人員配置基準の見直し内容】

区 分	現 行	見直し後
主として知的障害児を入所させる施設	4. 3 : 1	4 : 1
主として盲児又はろうあ児を入所させる施設	乳児又は幼児 4 : 1 少年 5 : 1	4 : 1
主として肢体不自由児を入所させる施設	3. 5 : 1	3. 5 : 1

【参考：児童養護施設の人員基準】

- ・ 0～1歳児 1.6：1（1.3：1まで加算で対応）
- ・ 2歳児 2：1
- ・ 3歳児～就学前 4：1（3：1まで加算で対応）
- ・ 就学児 5.5：1（4：1まで加算で対応）

【基本報酬の見直しの内容】

※定員が31人以上40人以下の場合の例

主として知的障害児を入所させる施設（現行）655単位 →（見直し後）688単位

○ ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価

- ・ 施設入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任で配置した場合、報酬上の評価を行う。（利用定員、提供児童等に応じた単位を設定 8～159単位）

【ソーシャルワーカーの概要】

区 分	概 要
ソーシャルワーカーの資格要件	社会福祉士、5年以上障害福祉サービス等に従事した者
配置対象施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
主な役割	・ 入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・ 障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

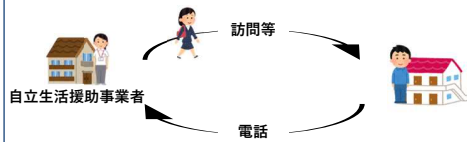
夜間の緊急対応・電話相談の評価

- 自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価。

利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合
(新) イ 緊急時支援加算 (I) 711単位/日

電話による相談支援を行った場合

(新) ロ 緊急時支援加算 (II) 94単位/日



地域移行実績の更なる評価

- 障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。

地域移行支援サービス費

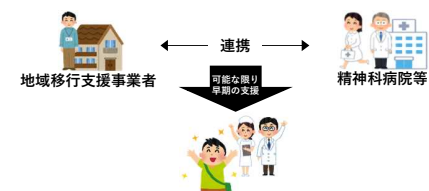
	現 行	改定後
(I)	3,059単位/月	(新)3,504単位/月
(II)	2,347単位/月	3,062単位/月
(III)		2,349単位/月

(※)地域移行支援サービス費 (I) は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たすこと。

可能な限り早期の地域移行支援

- 可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後1年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価。

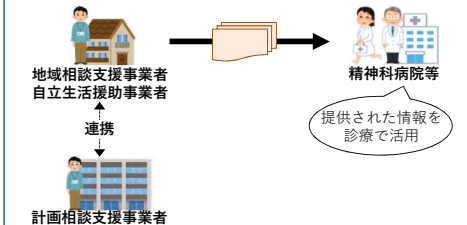
(見直し後) 退院・退所月加算 2,700単位/月
(1年未満で退院する場合) +500単位/月



精神保健医療と福祉の連携の促進

- あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することの評価。

(新) 日常生活支援情報提供加算
100単位/回 (月に1回を限度)



居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

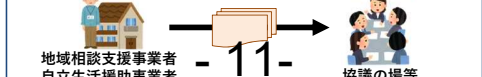
- 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。

(新) 居住支援連携体制加算 35単位/月



- 住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

(新) 地域居住支援体制強化推進加算
500単位/回 (月に1回を限度)



ピアサポートの専門性の評価

- ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価。

(新) ピアサポート体制加算 100単位/月

- (※1) 計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援で算定可能。
- (※2) 就労継続支援B型についても、基本報酬の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活躍を別途評価。
- (※3) 身体障害、知的障害においても同様に評価。



感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。
- ※ 3年の経過措置期間を設ける

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
- ※ 3年の経過措置期間を設ける

3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用

- 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。



事項	対象サービス	内容
委員会・会議等	感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通 虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス 利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	サービス担当者会議事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援 サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	特定事業所加算	訪問系サービス 利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	リハビリテーション加算	生活介護 リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	日中活動支援加算（新設）	短期入所 日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口移行加算	施設入所支援 経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口維持加算	施設入所支援 経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	支援計画会議実施加算（新設）	就労移行支援 就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	定着支援連携促進加算（新設）	就労定着支援 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	居住支援連携体制加算（新設）	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援 精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
相談等	関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス 障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	雇用に伴う日常生活上の相談等	就労定着支援 利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

医療連携体制加算の見直し ～医療的ケアの単価の充実等～

対象サービス： 短期入所^{a)}・重度障害者包括支援^{b)}・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援
共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス

- 従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
- 通常は看護師配置がない福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。

改定後							改定前（対象者数）		
	内容で分類		対象サービス及び時間	算定要件（対象者数）			1名	2～8名	
	医ケア以外	医ケア		1名	2名	3～8名 「6」の場合：3名			
1	○	}	1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位	
2	○		1時間以上2時間未満	63単位					
3	○		2時間以上	125単位					
4		○	4時間未満注1)	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位	a,b) 300単位 その他) 250単位		
5		○	<福祉型短期入所・児等発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位			
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位			
7	<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日							1,000単位	500単位

注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。
※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

〔現 行〕

- 従業者への研修実施（努力義務）
- 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

〔見直し後〕

- 従業者への研修実施（義務化）
- 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果に従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算 5 単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し

- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りつつ、更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直すことにより取得促進を図る。
- 処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする観点からの見直しを行う。
① 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。
・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組 ・ 職員のキャリアアップに資する取組 ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組 ・ 生産性の向上につながる取組
・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組 ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ② 職場環境等要件に基づく取組の実施について、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。
- 従来からの処遇改善加算の減算区分であるⅣ及びⅤ並びに処遇改善特別加算（※）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、1年の経過措置を設けた上で廃止する。（※）処遇改善加算よりも下位の加算（障害報酬における独自の加算）
- 処遇改善加算等の加算率の算定方法を見直す（※）。見直しに際しては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、各サービスの経営状況等を踏まえて、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映する。
（※）処遇改善加算の加算率の算定方法の見直し
これまで用いている社会福祉施設等調査では、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離がみられること等から、今後の加算率の算定に当たっては、複数のサービスにグループ分けした上で、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いる。

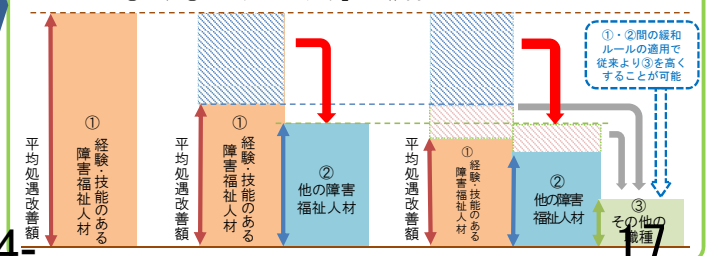
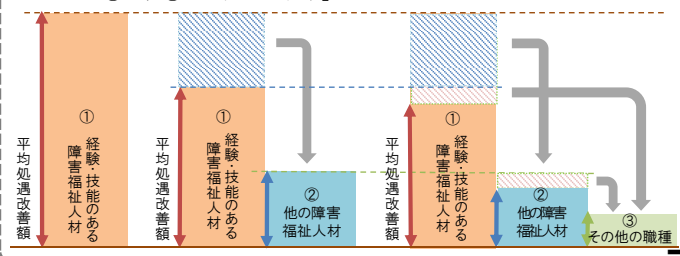
特定処遇改善加算の配分ルールの緩和

<見直し前>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
・ 「①は、②の2倍以上」
・ 「③は、②の2分の1以下」

<見直し後>

- ① 「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増 → 維持
- ② グループ（①、②、③）の平均処遇改善額について、
・ 「①は、②より高く」 → 緩和
・ 「③は、②の2分の1以下」 → 維持



(参考) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算・処遇改善加算の全体のイメージ

<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を２段階に設定

<特定処遇改善加算の取得状況>

	令和元年10月	令和2年1月	令和2年4月	令和2年9月
(Ⅰ)	21.5%	24.4%	28.3%	29.2%
(Ⅱ)	11.6%	14.2%	17.2%	17.6%
合計	33.1%	38.5%	45.5%	46.8%

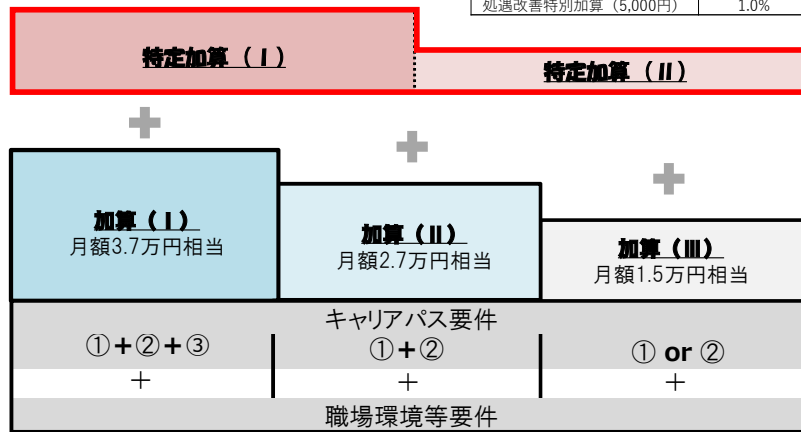
<処遇改善加算・処遇改善特別加算の取得状況>

	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和2年9月
Ⅰ（37,000円）	48.8%	58.1%	62.7%	67.5%	68.1%
Ⅱ（27,000円）	14.8%	9.9%	8.6%	7.4%	7.3%
Ⅲ（15,000円）	11.8%	9.8%	8.7%	7.2%	7.0%
Ⅳ（Ⅲ×0.9）	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%
Ⅴ（Ⅲ×0.8）	0.6%	0.6%	0.5%	0.3%	0.3%
処遇改善加算合計	77.0%	79.2%	81.1%	82.8%	83.1%
処遇改善特別加算（5,000円）	1.0%	0.9%	0.6%	0.5%	0.5%

特定処遇改善
加算の区分

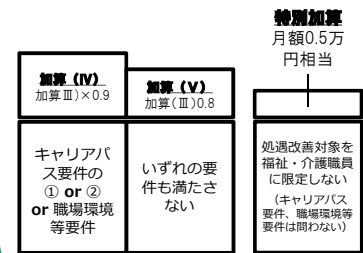
現行の処遇改善
加算の区分

算定要件



以下の加算区分は廃止

※ 経過措置として、令和2年度末から引き続き算定する事業所のみ令和3年度中（令和4年3月サービス提供分）までは算定可能



(注) 「キャリアパス要件①」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件②」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件③」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること

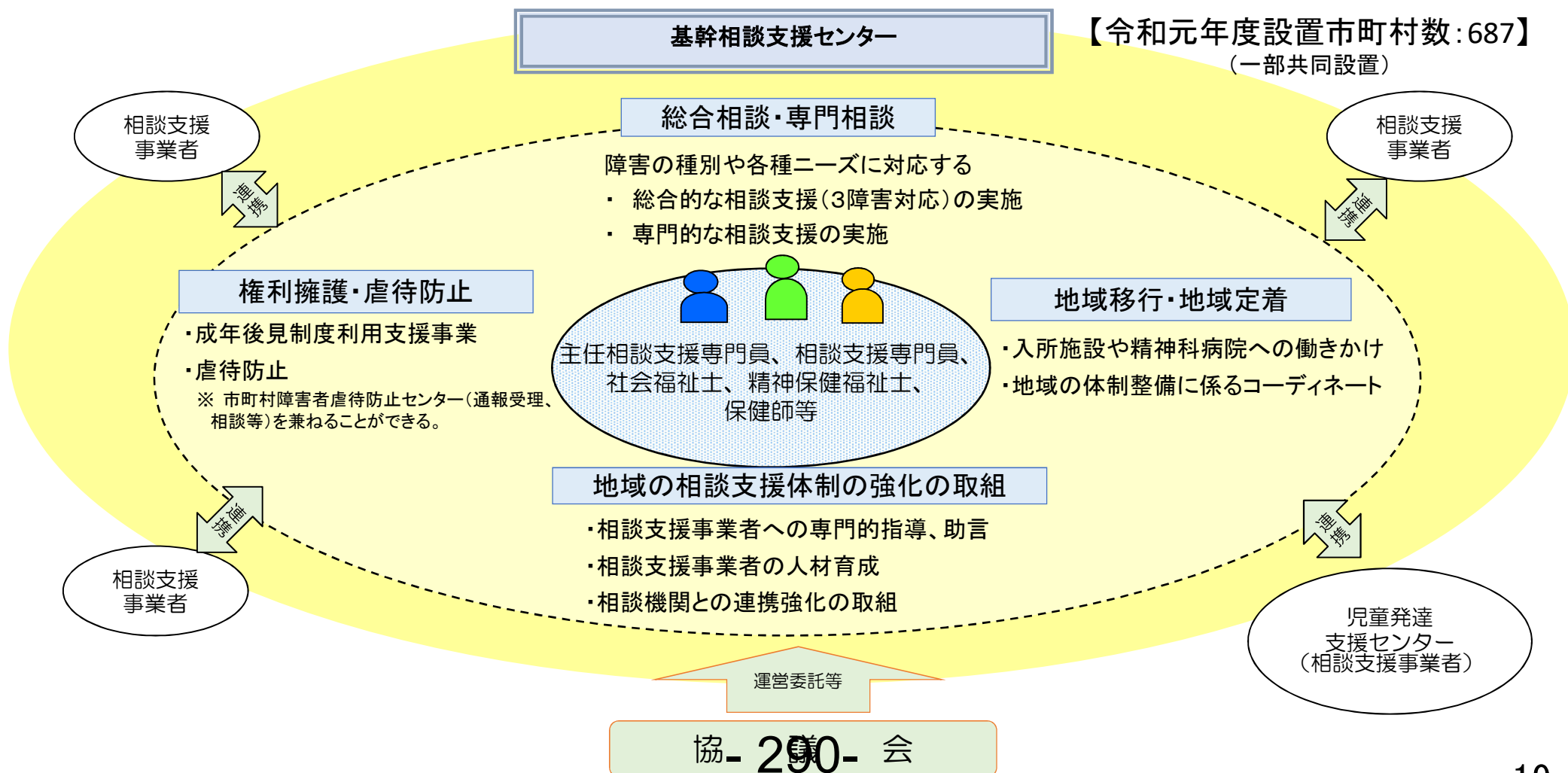
基幹相談支援センターの役割のイメージ

関連資料2

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

関連資料3

現 状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員の数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実にに向けた取組が求められている。



成果目標(案)

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

活動指標(案)

事 項

総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

見直しのスケジュール

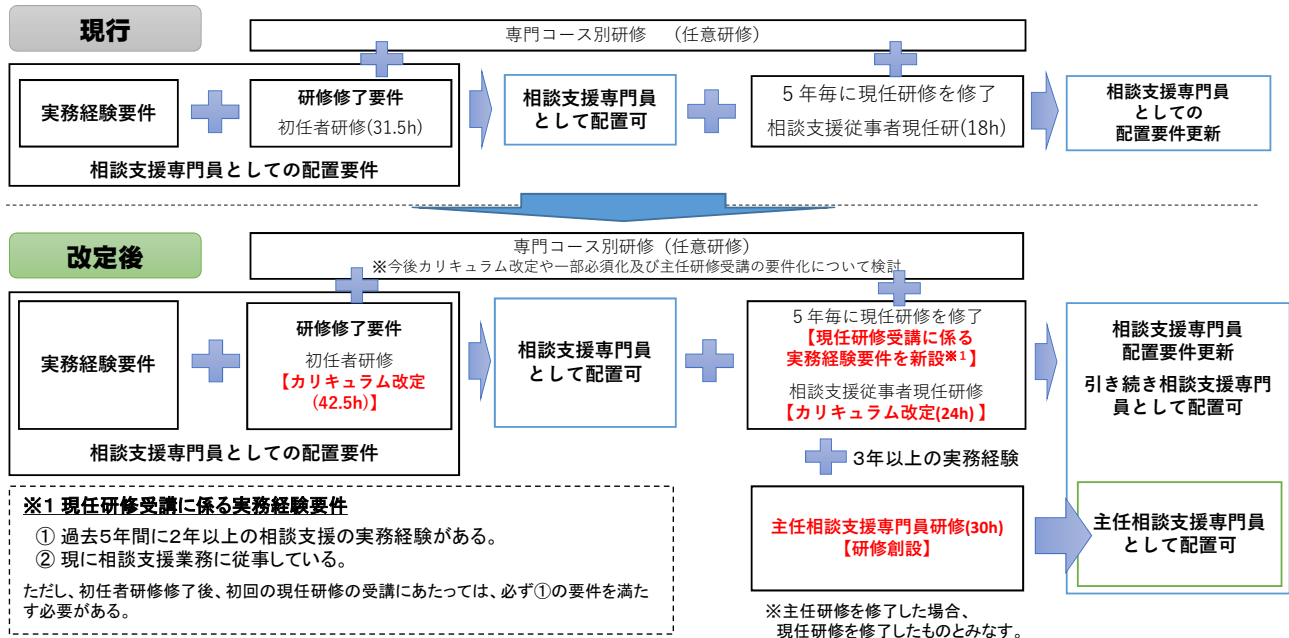
関連資料4

	H29年度	H30年度	R1(H31)年度	R2年度～
初任者研修	都道府県による旧カリキュラムの研修実施			都道府県による新カリキュラムの研修開始
現任研修	都道府県による旧カリキュラムの研修実施			都道府県による新カリキュラムの研修開始
主任相談支援専門員研修	・告示新設 ※報酬告示も見直し	国による研修の実施		都道府県による研修を順次実施

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

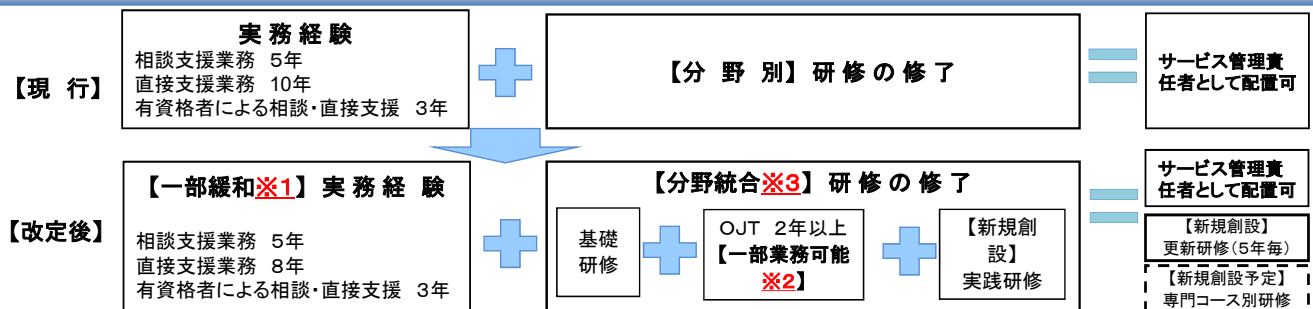
関連資料5

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



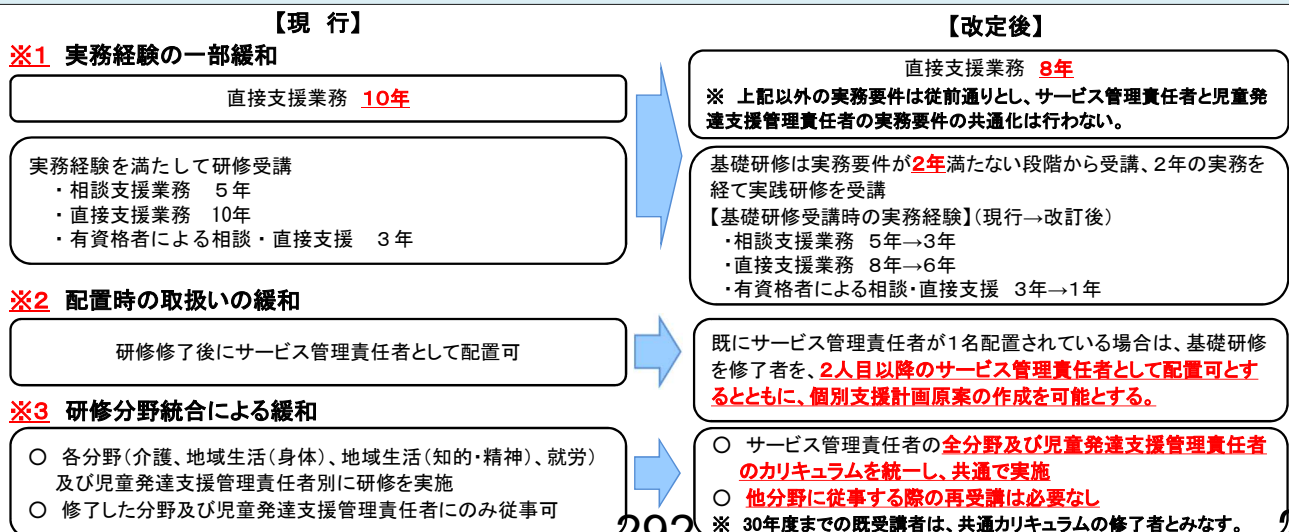
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要

関連資料6



※専門コース別研修については、厚生労働科学研究にて開発中

見直し内容の詳細 (R1.4～)



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

関連資料7

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系) 修了

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

＜配置に関する実務経験要件＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修修了後に配置に関する
実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の
翌年度から5年間の
間に1度毎修了の必要

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画**原案**の作成が可能であることを明確化。

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の
翌年度から5年間の
間に1度毎修了の必要

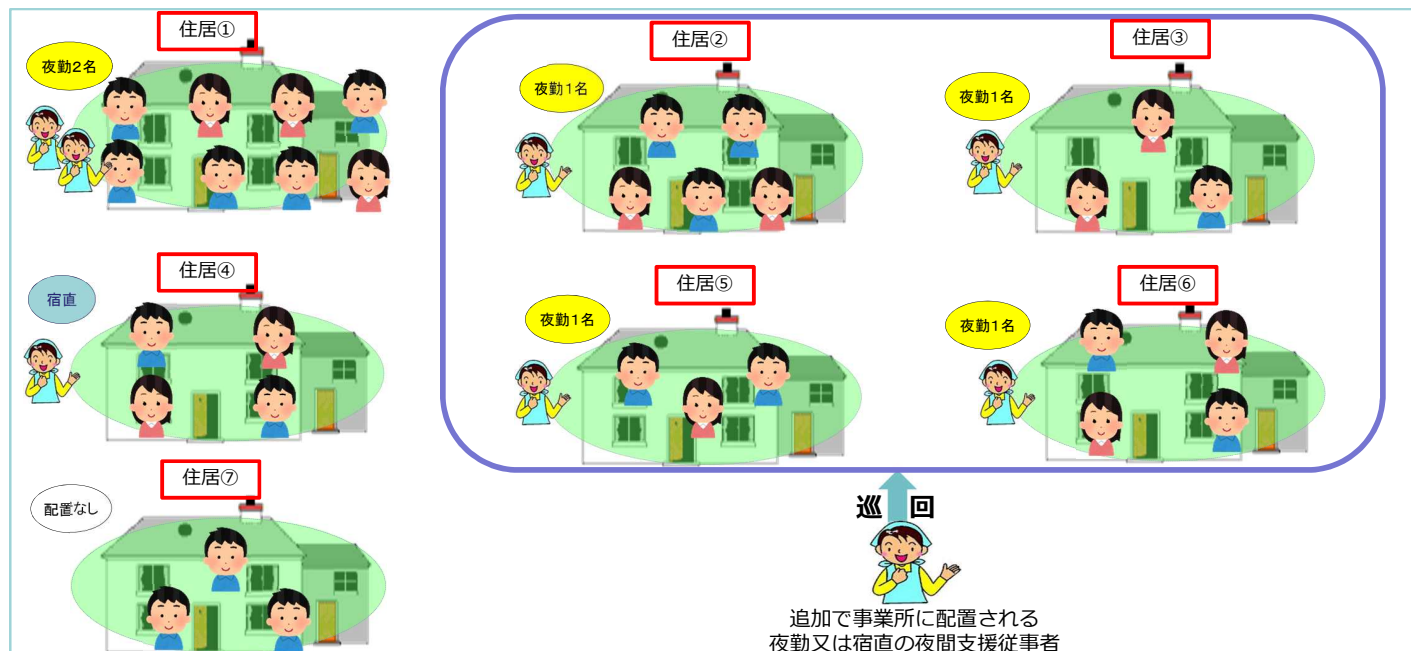
(参考) 事業所単位の夜間支援職員の加配加算のイメージ (夜間支援等体制加算Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ)

関連資料5

住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤職員又は宿直職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に更に加算。
【算定要件】

- ・算定対象は常駐の夜勤職員が1名配置されている共同生活住居（夜間支援等体制加算（Ⅰ）算定住居）に、追加で事業所に配置される夜勤職員又は宿直職員が巡回して支援を行った場合に当該住居の利用者に加算を算定（以下の場合、住居②・③・⑤・⑥の利用者合計15名に加算を算定）
- ・加配職員1名につき最大30名の利用者（住居単位で算定）を想定

(例) 利用者30名の事業所の場合



障害者ピアサポート研修事業について(令和2年度～)

関連資料6

1 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

都道府県又は指定都市

ただし、事業の一部又は全部の事業を適切に実施できると認められる法人に委託。

3 対象者

- ① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者
なお、雇用等されている障害者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれる者を含む。
- ② ①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者

4 研修内容(カリキュラムは別紙のとおり)

- ① 基礎研修(2日間440分)
- ② 専門研修(2日間540分) ※基礎研修修了者が対象
- ③ フォローアップ研修(2日間540分) ※専門研修修了者が対象

5 財政措置

本研修事業については、地域生活支援事業費等補助金による国庫補助対象

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和3年2月4日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・7

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実・・・・・・・・・・7
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進・・・・・・・・7
- (3) ピアサポートの専門性の評価・・・・・・・・・・10
- (4) 感染症や災害への対応力の強化・・・・・・・・・・11
- (5) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・12
- (6) 医療連携体制加算の見直し・・・・・・・・・・12
- (7) 障害者虐待防止の更なる推進・・・・・・・・・・14
- (8) 身体拘束等の適正化・・・・・・・・・・14
- (9) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・16
- (10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し・・・・17
- (11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し・・・・・・・・・・18
- (12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用・・・・・・・・19
- (13) 地域区分の見直し・・・・・・・・・・21
- (14) 補足給付の基準費用額の見直し・・・・・・・・・・21
- (15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・・・・・・・・21
- (16) 送迎加算の取扱い・・・・・・・・・・21

2 訪問系サービス

- (1) 居宅介護・・・・・・・・・・22
- (2) 重度訪問介護・・・・・・・・・・23
- (3) 同行援護・・・・・・・・・・23
- (4) 行動援護・・・・・・・・・・24
- (5) 重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・24

3 日中活動系サービス

- (1) 療養介護・・・・・・・・・・25
- (2) 生活介護・・・・・・・・・・25
- (3) 短期入所・・・・・・・・・・28

4 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援	31
(2) 共同生活援助	34
(3) 自立生活援助	37

5 訓練系サービス

(1) 自立訓練（機能訓練）	39
(2) 自立訓練（生活訓練）	39

6 就労系サービス

(1) 就労系サービスにおける共通的事項	39
(2) 就労移行支援	41
(3) 就労定着支援	43
(4) 就労継続支援A型	45
(5) 就労継続支援B型	48

7 相談系サービス

(1) 計画相談支援、障害児相談支援	51
(2) 地域移行支援	56
(3) 地域定着支援	56

8 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援における共通事項	56
(2) 児童発達支援	61
(3) 医療型児童発達支援	62
(4) 放課後等デイサービス	62
(5) 居宅訪問型児童発達支援	63
(6) 保育所等訪問支援	64

9 障害児入所支援

(1) 障害児入所支援における共通事項	64
(2) 福祉型障害児入所施設	65
(3) 医療型障害児入所施設	68

第3 終わりに 70

別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

[訪問系サービス]	72
居宅介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	
[日中活動系サービス]	77
療養介護サービス費	

生活介護サービス費	
短期入所サービス費	
[施設系・居住支援系サービス]	83
施設入所支援サービス費	
共同生活援助サービス費	
自立生活援助サービス費	
[訓練系サービス]	90
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
[就労系サービス]	92
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
就労定着支援サービス費	
[相談系サービス]	105
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
[障害児通所支援]	107
児童発達支援給付費	
医療型児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
居宅訪問型児童発達支援給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援]	119
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 医療連携体制加算の見直しについて	127
別紙3 夜間支援等体制加算の見直しについて	130
別紙4 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について	138
別紙5 就労移行支援体制加算の見直しについて	141
別紙6 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について	147
別紙7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について	151
別紙8 地域区分について	154

第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から14年が経過し、障害福祉サービス等の利用者は約120万人、国の予算額は約1.6兆円とそれぞれ約3倍に増加するなど、障害児者への支援は年々拡充している。
また、昨年5月には、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するための基本方針が示されている。
- 今般の報酬改定では、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴う障害児者のニーズへの対応、サービス利用の中核となる相談支援に係る質の向上等のための報酬改定を行う必要がある。
- さらに、利用者数やサービスを提供する事業所数が急増しているサービスがある状況において、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、エビデンスに基づくメリハリのある報酬体系への転換が求められる。
- 一方、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、障害福祉サービス等が利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症等が発生した場合でも、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることが再認識された。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に際しては、各事業所において、大変な苦勞を払い、感染症対策を講じながら必要なサービス提供の確保に取り組まれており、今後も感染症への対応力を強化し、感染対策を徹底しながら、必要なサービスを継続的に提供していく体制を確保することが必要である。
- このような状況の中、昨年末の令和3年度予算の編成過程において、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.56%とし、感染症等への対応力を強化するとともに、サービスごとの報酬の設定においては、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、サービスごとの収支状況を踏まえつつ、メリハリのある対応を行うこととされた。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、昨年2月から18回にわたって議論を行い、この間46の関係団体からヒアリングを実施した上で、個々のサービスの現状と論点を整理しながら検討を積み重ねてきた。
この「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、上記の経緯等も踏まえつつ、これまでの検討内容を整理し、取りまとめたものである。

2. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

(1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援のために、地域における生活の場である共同生活援助について、重度化・高齢化に対応するための報酬等の見直しを行うとともに、生活介護等における重度障害者への支援の評価を行う。
- 障害者が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助の整備促進のための見直しを行うとともに、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。
- 相談支援を担う人材の養成と地域の体制整備による質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直しを行う。

(2) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- 障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、就労系サービスについて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等行う。
- 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに応じるため、短期入所において、医療的ケアを要する者などの受入体制の強化を図るとともに、日中活動支援の充実を図る。
- 施設入所支援、訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細かな対応を評価する。

(3) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）の支援について、前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準を見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分に医療的ケア児の区分を設定すること等を通じて、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けやすくなるようサービス提供体制を強化する。
- 放課後等デイサービスの基本報酬について、区分1・区分2の体系を廃止する。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、ケアニーズの高い障害

児の支援や専門職による支援などを評価する報酬体系に見直すとともに、支援の質を向上させるための従業者要件の見直しを行う。

- 障害児入所施設について、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」による提言などを踏まえ、人員基準の見直し、小規模グループケアやソーシャルワーカーの配置等を推進する。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬において、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

(5) 感染症や災害への対応力の強化等

- 障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行う。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて、感染症や災害の発生時も含めた支援の継続を見据えて、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用や報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るＩＣＴ等の活用等について、平時においても可能な取扱いとする。

(6) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- 障害福祉サービス等において利用者数・事業所数が大幅に増加しているサービスも見られるなど、その状況が変化する中で、制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供ができるよう、サービス提供を行う施設・事業所の実態等を踏まえた上で、報酬・基準等の見直しを行う。
- 障害福祉サービス等の現場の人材確保・ＩＣＴの活用による業務効率化を図るための報酬・基準等の見直しを行う。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等について、整備の促進や機能の充実を図る。

① 緊急時における対応機能の強化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援、自立生活援助、地域定着支援】

- ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の対応を行った場合に加算）

《地域生活支援拠点等に係る加算【新設】》

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
+50単位／回※地域生活支援拠点等の場合
自立生活援助、地域定着支援 +50単位／日※地域生活支援拠点等の場合
※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に+50単位を上乗せする。

② 緊急時のための受入機能の強化【短期入所、重度障害者等包括支援】

- ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の受け入れに限らず加算）

《地域生活支援拠点等に係る加算【新設】》 100単位／日

- ※ 指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。
- ※ 重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、その構築に資する取組を評価する。

① 夜間の緊急対応・電話相談の評価【自立生活援助】

- ・ 業務を適切に評価する観点から、特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談を評価する加算を創設する。

《緊急時支援加算【新設】》

- イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位／日
 + 50単位／日※地域生活支援拠点等の場合（再掲）
- ※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。
- ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位／日
- ※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合に加算する。ただし、緊急時支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

② 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実（再掲）

③ 地域移行実績の更なる評価【地域移行支援】

- 平成30年度報酬改定では、前年度に1人以上の地域移行があった事業所に対する報酬（地域移行支援サービス費（Ⅰ））を新たに設定したが、地域移行支援の取組を更に推進し地域移行に向けたインセンティブを高めるため、前年度に3人以上の地域移行実績を有する事業所を更に評価する。

《地域移行支援サービス費の見直し》

[現 行]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,059単位／月
 ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,347単位／月

[見直し後]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504単位／月
 ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062単位／月
 ハ 地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,349単位／月

※ 見直し後の地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

（1）前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。

（2）次の要件のうちいずれかを満たすこと。

① 従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。

② 従業者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。

（3）1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

④ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援【地域移行支援】

- ・ 入院中の精神障害者に対する可能な限り早期の地域移行支援を推進する観点から、入院後1年未満に退院する場合について、退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価する。

《退院・退所月加算の拡充》

[現 行]

退院・退所月加算

2,700単位／月

[見直し後]

退院・退所月加算

2,700単位／月

+500単位／月※

- ※ 退院・退所月加算を算定する者が精神科病院に入院後3月以上1年未満の期間内に退院した者である場合に加算する。

⑤ 精神保健医療と福祉の連携の促進【自立生活援助、地域定着支援】

- ・ 精神保健医療と福祉の情報連携の更なる推進を図る観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供することを評価する加算を創設する。

《日常生活支援情報提供加算【新設】》

100単位／回（月1回を限度）

⑥ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進【自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援】

- ・ 障害者の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）又は同法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価する加算を創設する。

《居住支援連携体制加算【新設】》

35単位／月（体制加算）

- ※ 以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

- （1）居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。
- （2）月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。

- ・ 地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価する加算を創設する。

《地域居住支援体制強化推進加算【新設】》 500単位／回（月1回を限度）

（３）ピアサポートの専門性の評価 【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

- ・ ピアサポートの専門性について、利用者と同一目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。
- ※ 就労継続支援B型についても、基本報酬の報酬体系の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活用を評価する（後掲）。

《ピアサポート体制加算【新設】》 100単位／月（体制加算）

※ ピアサポート体制加算の算定要件

（１）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

（２）（１）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

（３）（１）の者を配置していることを公表していること。

(4) 感染症や災害への対応力の強化

障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行うとともに、その取組を基本報酬で評価する。

① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

- ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

- ・ 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

③ 地域と連携した災害対策の推進【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。

《運営基準（療養介護の例）》

- 当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- ※ 3年間の経過措置を設ける。

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※ 3年間の経過措置を設ける。

- 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価 【全サービス】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、通常の基本報酬に0.1%分の上乗せを行う。

なお、同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

《新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価》

全ての障害福祉サービス等事業所 基本報酬の合計単位数 × 0.1%

※ 原則、令和3年9月サービス提供分までの措置とする。

（5）経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【居宅介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、計画相談支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設】

- ・ 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

（6）医療連携体制加算の見直し【重度障害者等包括支援、短期入所、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- ・ 医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業

務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できるところであるが、障害児者に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供しているとは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について、必要な見直しを行う。

- ① 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行う。
- ② 医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとするを明確化する。
- ③ 福祉型短期入所について、特に高度な医療的ケアを長時間必要とする場合の評価を設ける。
- ④ 共同生活援助における看護師の確保に係る医療連携体制加算について、看護師1人につき算定できる利用者数の上限（20名まで）を設ける。

《医療連携体制加算の見直し》

〔現 行〕※ 短期入所の例

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人、4時間以下）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2～8人、4時間以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）	39単位／日
ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）	1,000単位／日（利用者1人、4時間超）
ト	医療連携体制加算（Ⅶ）	500単位／日（利用者2～8人、4時間超）

〔見直し後〕※ 短期入所の例

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	<u>32単位／日（非医ケア、1時間未満）</u>
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	<u>63単位／日（非医ケア、1時間以上2時間未満）</u>
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	<u>125単位／日（非医ケア、2時間以上）</u>
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）（4時間未満）	
	(1)	<u>960単位／日（医ケア1人）</u>
	(2)	<u>600単位／日（医ケア2人）</u>
	(3)	<u>480単位／日（医ケア3～8人）</u>
ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）（4時間以上）	
	(1)	<u>1,600単位／日（医ケア1人）</u>
	(2)	<u>960単位／日（医ケア2人）</u>
	(3)	<u>800単位／日（医ケア3～8人）</u>
ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）（8時間以上）	
	(1)	<u>2,000単位／日（高度な医ケア（※）1人）</u>
	(2)	<u>1,500単位／日（高度な医ケア（※）2人）</u>
	(3)	<u>1,000単位／日（高度な医ケア（※）3人）</u>

(※) 医療的ケアの判定スコアが16点以上の障害児者

ト	医療連携体制加算 (Ⅶ)	500単位／日
チ	医療連携体制加算 (Ⅷ)	100単位／日
リ	医療連携体制加算 (Ⅸ)	39単位／日

→「医療連携体制加算の見直しについて」(別紙2) 参照

(7) 障害者虐待防止の更なる推進【全サービス】

- ・ 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。
その際、施設・事業所が対応するためには一定の時間を要すると見込まれるため、まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化する。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組を行うことができるよう、具体的な方法等を示す。
 - ・ 虐待防止委員会(※)の設置等の義務化
 - ・ 従業者への研修の実施の義務化
 - ・ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化(※) 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

《障害者虐待防止の更なる推進》

[現 行]

- ① 従業者への研修実施(努力義務)
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置(努力義務)

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施(義務化)
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底(義務化)
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置(義務化)

(8) 身体拘束等の適正化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ① 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、
 - ・ まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令

和4年度から義務化

- ・ 減算の要件追加については令和5年4月から適用することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

- ② 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も含め対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算（令和5年4月から適用）」を創設する。

今回追加する運営基準について、

- ・ 現在、その他のサービスにおいて義務となっている「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」については、令和3年4月から義務化
- ・ その他のサービスにおいて今回改正で追加する事項については、令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化

することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

《運営基準【一部新設】》

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、全て新設。

[現 行]

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

[見直し後]

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。（令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化）

《身体拘束廃止未実施減算【一部新設】》

5単位／日

[現 行]

次の基準を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

[見直し後]

次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、新設。(令和5年4月から適用)
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること(令和5年4月から適用)
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること(令和5年4月から適用)
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること(令和5年4月から適用)

(9) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

- ① 障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和する見直しを行う。

《人員基準における両立支援への配慮》

[現 行]

【常勤】指定障害福祉サービス事業所等(以下「事業所」という。)における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していること。

※ ただし、育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用している職員については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。

【常勤換算方式】事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

[見直し後]

- ① 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

- ② 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- ③ 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。
- ④ ③の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

- ② 障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を求めることとする。

《運営基準【新設】》

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- (10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算については、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している障害福祉サービス等事業所については、1年間の経過措置期間を設けることとする。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の算定方法について、以下の見直しを行う。
- 福祉・介護職員数について、現行の加算率の算定に用いている社会福祉施設等調査では、障害者支援施設が実施している昼間の日中活動系サービスに従事する職員数がサービスごとに分類されていないことや、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離が見られることから、今後の加算率の算定に当たっては、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いることとする。

- ・ また、加算率については、サービスごとに設定しているところ、処遇改善加算の運用上、法人単位で加算額以上の賃金改善を行うことも可能としていることや類似するサービス間の均衡を踏まえ、類似する複数のサービスをグループ分けした上で加算率を設定する。
- ・ これらの見直しに際しては、加算率の大幅な変更による影響を緩和する観点から、各サービスの福祉・介護職員数や経営状況等を踏まえて、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映させることとする。

③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」について、各事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

ア 職場環境等要件について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。

- ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組
- ・ 職員のキャリアアップに資する取組
- ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
- ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- ・ 生産性の向上につながる取組
- ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組

イ 職場環境等要件に該当する取組の実施については、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。ただし、継続して処遇改善加算を取得している事業所において、当該年度に実施できない合理的な理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって、要件を充たすものとして認めても差し支えないこととする。

→「福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について」（別紙6）参照

(11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、加算の更なる取得促進を図るとともに、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールについて、より柔軟な配分を可能とするよう「経験・技能のある障害福祉人材」は「他の障害福祉人材」の「2倍以上と

すること」とするルールについて、「より高くすること」に見直す。

※ 「その他の職種」は「他の障害福祉人材」の「2分の1を上回らないこと」とするルールはこれを維持する。

※ 障害福祉サービス等に従事する職員の特性を考慮して設けられている「職員分類の変更特例」について、実際の届出事例を踏まえ、変更特例の対象となりうる職種をより幅広に例示し、周知する。

- ② また、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について、上記（10）の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率と同様、類似する複数のサービスをグループ分けした上で加算率を設定する。

→「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について」（別紙7）参照

(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用【全サービス】

- ・ 障害福祉現場の業務効率化を図るため、下記の運営基準や報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。

【委員会・会議等】

《感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会》 ※全サービス共通

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

《身体拘束等の適正化のための対策検討委員会》 ※訪問系、通所系、入所系サービス

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

《虐待防止のための対策検討委員会》 ※全サービス共通

虐待防止のための対策を検討する委員会

《個別支援計画作成等に係る担当者等会議》 ※通所系、入所系サービス

利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議

《サービス担当者会議・事例検討会等》 ※計画相談支援、障害児相談支援

サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等

《特定事業所加算》 ※訪問系サービス

利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議

《リハビリテーション加算》 ※生活介護

リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンス

《日中活動支援加算【新設】》 ※短期入所

日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面

《経口移行加算》 ※施設入所支援

経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面

《経口維持加算》 ※施設入所支援

経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等

《支援計画会議実施加算【新設】》 ※就労移行支援

就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議

《定着支援連携促進加算【新設】》 ※就労定着支援

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るための関係機関を交えた会議

《居住支援連携体制加算【新設】》 ※自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場

《関係機関連携加算》 ※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るための、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議

【相談・指導等】

《雇用に伴う日常生活の相談等》 ※就労定着支援

利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関して行う利用者に対する相談、指導等の支援

(13) 地域区分の見直し【全サービス】

- ・ 地域区分について、平成30年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせることにする。ただし、隣接する地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、特例を適用できるものとする。

なお、見直しに当たっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、令和5年度末まで必要な経過措置を講じる。

→「地域区分の見直しについて」（別紙8）参照

(14) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

《補足給付に係る基準費用額の見直し》

	[現 行]		[見直し後]
基準費用額	53,500円	→	54,000円

(15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援（児童発達支援、医療型児童発達支援については食事提供加算）】

- ・ 令和2年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、経過措置を延長する。

(16) 送迎加算の取扱い【就労継続支援A型、放課後等デイサービス】

- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において引き続き検討する事項とされていた、就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算につい

て、送迎の実施に関する実態調査の結果を踏まえ、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

- 各サービスの報酬・基準に係る改定項目のうち、以下の改定項目については、全サービス共通の改定項目であるため、「再掲」としての記載は行っていない。
- ・ 1(4)① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化
 - ・ 1(4)② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化
 - ・ 1(4)④ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価
 - ・ 1(7) 障害者虐待防止の更なる推進
 - ・ 1(9) 人員基準における両立支援への配慮等（常勤要件及び常勤換算要件の一部緩和、適切な職場環境維持（ハラスメント対策））
 - ・ 1(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用
 - ・ 1(13) 地域区分の見直し

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護

① 居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し

- ・ サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、当該暫定措置が適用されている場合について更なる減算を行う。

≪居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の評価の見直し≫

[現 行]

居宅介護職員初任者研修課程修了者（「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第548号）第6号の2に定める者。以下同じ。）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

[見直し後]

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の30%を減算する。

② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）

- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（２）重度訪問介護

① 運転中における駐停車時の緊急支援の評価

- ・ ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車では障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

《移動介護緊急時支援加算【新設】》

240単位／日

※ 利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ③ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（３）同行援護

① 同行援護従業者要件の経過措置の延長

- ・ 同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、
 - 同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があることや、
 - 盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること
 等も踏まえて、令和５年度末まで延長する。

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）

- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（４）行動援護

① 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

- ・ 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」（実務者研修修了者）等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、
 - 従業者の約2割が経過措置対象者であり、そのうち約1割の者が同研修課程の修了予定がないことや、
 - 障害福祉人材の確保が困難である状況
 等を踏まえて、新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末まで延長し、同研修課程を当該期間までに修了させるよう市町村等へ周知・徹底を図る。

② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）

③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）

④ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（５）重度障害者等包括支援

① 対象者要件の見直し

- ・ 調査研究等において把握された実態を踏まえ、支援を必要とする者に対して一律にサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合にも対象となるよう要件を緩和する。

《対象者要件の見直し》

[現 行]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」の「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定

[見直し後]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定

- ② 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能及び緊急時のための受入機能の強化（再掲）
- ③ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

3 日中活動系サービス

（１）療養介護

① 対象者要件の明文化

- ・ 障害者支援施設での受け入れが困難な障害支援区分５以上の者であって、(1)高度な医療的ケアを必要とする者、(2)強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、(3)遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者、(4)これらに準じる状態と市町村が認めた者を療養介護の対象者として明文化する。

- ② 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ③ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ④ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（２）生活介護

① 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアを必要とする利用者に対するサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、常勤の看護職員を３人以上配置し、判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を２名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設する。

＜常勤看護職員等配置加算の拡充＞

[現 行]

イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で１人以上配置されている場合。

- | | |
|---------------------|--------|
| (１) 利用定員が20人以下 | 28単位／日 |
| (２) 利用定員が21人以上40人以下 | 19単位／日 |
| (３) 利用定員が41人以上60人以下 | 11単位／日 |
| (４) 利用定員が61人以上80人以下 | 8単位／日 |
| (５) 利用定員が81人以上 | 6単位／日 |

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	56単位／日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位／日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位／日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位／日
(5) 利用定員が81人以上	12単位／日

※判定スコアの項目

- ① レスピレーター管理
- ② 気管内挿管、気管切開
- ③ 鼻咽頭エアウェイ
- ④ O₂吸入又はs p O₂ 90パーセント以下の状態が10パーセント以上
- ⑤ 1回／時間以上の頻回の吸引＝8、6回／日以上以上の頻回の吸引
- ⑥ ネブライザー6回／日以上又は継続使用
- ⑦ I V H
- ⑧ 経口摂取（全介助）
- ⑨ 経管（経鼻・胃ろう含む。）
- ⑩ 腸ろう・腸管栄養
- ⑪ 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）
- ⑫ 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回／日以上
- ⑬ 継続する透析（腹膜灌（かん）流を含む。）
- ⑭ 定期導尿3回／日以上
- ⑮ 人工肛門
- ⑯ 体位交換6回／日以上

[見直し後]

イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位／日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位／日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位／日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位／日
(5) 利用定員が81人以上	6単位／日

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	56単位／日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位／日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位／日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位／日
(5) 利用定員が81人以上	12単位／日

ハ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）

※ 看護職員が常勤換算で3人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	84単位／日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	57単位／日

(3) 利用定員が41人以上60人以下	33単位／日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	24単位／日
(5) 利用定員が81人以上	18単位／日

※判定スコアの項目

- ① 人工呼吸器（非侵襲的陽圧換気療法、NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレータ一、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）
- ② 気管切開
- ③ 鼻咽頭エアウェイ
- ④ 酸素療法
- ⑤ 吸引（口鼻腔・気管内吸引）
- ⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入
- ⑦ 経管栄養（経鼻腸管、経胃腸管、腸瘻、食道瘻、経鼻胃管、胃瘻、持続経管注入ポンプ使用）
- ⑧ 中心静脈カテーテル（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）
- ⑨ その他の注射管理（皮下注射（インスリン、麻薬など）、持続皮下注射ポンプ使用）
- ⑩ 血糖測定（利用時間中の観血的血糖測定器、埋め込み式血糖測定器による血糖測定）
- ⑪ 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）
- ⑫ 排尿管理（利用時間中の間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ））
- ⑬ 排便管理（消化管ストーマ、利用時間中の排便・洗腸、利用時間中の浣腸）
- ⑭ 痙攣時の管理（坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など）

② 重度障害者支援加算の見直し

- ・ 重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乗せする形で評価する。
- ・ 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。
- ・ 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合（当該障害者支援施設の施設入所支援の利用者以外の者が生活介護を利用している場合）であって、当該利用者の支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合についても加算の算定を可能とする。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現 行]

重度障害者支援加算

- (一) 体制を整えた場合 7単位／日
- (二) 支援を行った場合 180単位／日

※ (二)について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700単位／日

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設等を除く。）において、指定生活介護等の提供を行った

場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 50単位／日

※ 人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

（一）体制を整えた場合 7単位／日

（二）支援を行った場合 180単位／日

※ （二）について、加算の算定を開始した日から起算して180日以内は+500単位／日

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※ イ、ロの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。

- ③ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ④ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ⑤ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑦ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑧ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（3）短期入所

① 基本報酬の見直し（一部再掲）

- ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

② 医療型短期入所の対象者要件の見直し

- ・ 医療型短期入所の報酬算定を行うための対象者要件について、福祉型（強化）短期入所事業所では対応が困難な、高度な医療的ケアが必要であって強度行動障害により常時介護を必要とする障害児者や医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児等を加える。

《対象者要件の見直し》

[現 行]

○ 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）

ア 18歳以上の利用者

- ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重症心身障害者

イ 障害児

- ・ 重症心身障害児

○ 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）若しくは（Ⅵ）

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等。

[見直し後]

○ 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）

ア 18歳以上の利用者

- ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者
- ・ 重症心身障害者
- ・ 区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者
- ・ 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者
- ・ その他これらに準ずる者として市町村が認めた者

イ 障害児

- ・ 重症心身障害児
- ・ 医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児

○ 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）若しくは（Ⅵ）

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定

める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分 1 若しくは障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等。ただし、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）の算定要件に該当する場合を除く。

③ 医療的ケア児者の受入体制の強化（特別重度支援加算の見直し）

- ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図り、医療度の高い利用者に対する支援を強化する観点から、特別重度支援加算の算定要件を見直すとともに、加算を細分化し利用者の状態像に応じて評価する。

《特別重度支援加算の見直し》

[現 行]

- イ 特別重度支援加算（Ⅰ） 388単位／日 （運動機能が座位までであって、判定スコアを合算し10点以上）
- ロ 特別重度支援加算（Ⅱ） 120単位／日

[見直し後]

- イ 特別重度支援加算（Ⅰ） 610単位／日 （判定スコアを合算し25点以上）
- ロ 特別重度支援加算（Ⅱ） 297単位／日 （判定スコアを合算し10点以上）
- ハ 特別重度支援加算（Ⅲ） 120単位／日

※ 判定スコア

- (1) レスプレーター管理 = 10
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8
6回／日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 10
- (8) 経口摂取（全介助） = 3
- (9) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (10) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (11) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正（3回／日以上） = 3
- (13) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 10
- (14) 定期導尿（3回／日以上） = 5
- (15) 人工肛門 = 5
- (16) 体位交換（6回／日以上） = 3

④ 医療型短期入所における日中活動支援の充実

- ・ 医療型短期入所について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要とされている場合であって、発達支援、成長支援の知識・経験を有する保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動支援を実施していることを評価するための加算を創設する。

《日中活動支援加算【新設】》

200単位／日

- (1) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

- ⑤ 地域生活支援拠点等の緊急時のための受入機能の強化（再掲）
- ⑥ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑦ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑧ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑪ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

4 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援

① 口腔衛生管理の充実

- ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う加算を創設する。

《口腔衛生管理体制加算【新設】》

30単位／月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位を加算する。

《口腔衛生管理加算【新設】》

90単位／月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知

事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

- イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。
- ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。

② 摂食・嚥下機能支援の充実

- ・ 経口移行加算及び経口維持加算について、咀嚼能力等の口腔機能及び栄養状態を適切に把握しつつ、口から食べる楽しみを支援するための多職種による取組プロセスを評価するよう見直す。

《経口移行加算の要件の見直し》

[現 行]

- 1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。
(略)

[見直し後]

- 1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(略)

《経口維持加算の見直し》

[現 行]

- イ 経口維持加算（Ⅰ） 28単位／日
 ※ 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。
- ロ 経口維持加算（Ⅱ） 5単位／日
 ※ 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

[見直し後]

- イ 経口維持加算（Ⅰ） 400単位／月
 ※ 指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
- ロ 経口維持加算（Ⅱ） 100単位／月
 ※ 協力歯科医療機関を定めている障害者支援施設等が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

《療養食加算の要件の見直し》

[現 行]

注 栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

[見直し後]

注 管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③ 重度障害者支援加算の見直し

- ・ 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現 行]

- イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 28単位／日
- ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）
 - （一）体制を整えた場合 7 単位／日
 - （二）支援を行った場合 180単位／日
 - ※ （二）について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内は +700単位／日

[見直し後]

- イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 28単位／日
- ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）
 - （一）体制を整えた場合 7 単位／日
 - （二）支援を行った場合 180単位／日
 - ※ （二）について、加算の算定を開始した日から起算して180日以内は+500単位／日

④ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

⑤ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑦ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

⑧ 補足給付の基準費用額の見直し（再掲）

（2）共同生活援助

① 基本報酬の見直し（一部再掲）

- ・ 日中サービス支援型の基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用等の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直す。
- ・ 介護サービス包括型及び外部サービス利用型の基本報酬について、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直す。

② 重度障害者支援加算の対象者の拡充（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 重度障害者支援加算について、重度障害者の受入体制を整備するために、施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）と同様に、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現 行]

重度障害者支援加算 360単位／日

[見直し後]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 360単位／日

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ） 180単位／日（※）

※ ロについては、以下の①から③のいずれにも該当する事業所において、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定される場合は算定しない。

- ① 指定基準に定める員数に加えて支援に必要な生活支援員を加配
- ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修
- ③ 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修

③ 医療的ケアが必要な利用者への支援の評価

- ・ 短期入所の医療的ケア対応支援加算と同様に、医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120単位／日

※ 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助等を行った場合に加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）又は医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。

④ 強度行動障害を有する者の受け入れを促進するための体験利用の評価（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置している事業所について、報酬上の評価を行う加算を創設する。

《強度行動障害者体験利用加算【新設】》 400単位／日

※ 以下の①及び②のいずれにも該当する事業所において、強度行動障害を有する者に対して体験利用として指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算が算定される場合は算定しない。

- ① サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修
- ② 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修

⑤ 夜間支援等体制加算の見直し（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

- ・ 夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、夜間支援業務の実態を踏まえ、入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直す。
- ・ 手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算を創設する。
- ・ 現行の加算額は、支援対象者の人数が8人以上の場合は複数人ごとに加算額を設定しているため、支援対象者が多い方が合計の加算額が少なくなる事例が生じていることから、支援対象者の人数が1人増えるごとに加算の単位数を設定する。

《夜間支援等体制加算の見直し》

→「夜間支援等体制加算の見直しについて」（別紙3）参照

⑥ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 令和3年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制を確保する観点から、当該経過措置を令和6年3月31日まで延長する。

- ⑦ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑧ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑨ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑪ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

（３）自立生活援助

① 基本報酬の対象者の見直し

- ・ 現行の基本報酬については、障害者支援施設、共同生活援助、精神科病院等から退所等をしてから１年以内の者を高い報酬区分（自立生活援助サービス費（Ⅰ））、その他の者を低い報酬区分としているが、前者の対象者に、同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から１年以内の者を加える。

《基本報酬の対象者の見直し》

[現 行]

自立生活援助サービス費（Ⅰ）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,556単位／月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,089単位／月

- ※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから１年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

[見直し後]

自立生活援助サービス費（Ⅰ）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,558単位／月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,090単位／月

- ※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから１年以内の者又は同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から１年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

② 人員基準の緩和

- ・ 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

《人員基準の見直し》

[現 行]

サービス管理責任者は地域生活支援員とは異なる者でなければならない。

[見直し後]

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

※ ただし、基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定する。

③ 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合の取扱い

- ・ 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

《支給決定の更新に係る利用期間の見直し》

[現 行]

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である。（原則1回）

[見直し後]

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に更新が可能である。（必要に応じて更に更新可）

④ 同行支援加算の見直し

- ・ 同行支援加算について、業務を適切に評価する観点から、同行支援の回数に応じて評価する。

《同行支援加算の見直し》

[現 行]

- ・ （回数に関わらず）外出を伴う支援を行った場合 500単位／月

[見直し後]

- ・ 月2回まで外出を伴う支援を行った場合 500単位／月
- ・ 月3回外出を伴う支援を行った場合 750単位／月
- ・ 月4回以上外出を伴う支援を行った場合 1,000単位／月

⑤ 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）

- ⑥ 夜間の緊急対応・電話相談の評価（再掲）
- ⑦ 精神保健医療と福祉の連携の促進（再掲）
- ⑧ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ⑨ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

5 訓練系サービス

（１）自立訓練（機能訓練）

- ① 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ② 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ③ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑥ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（２）自立訓練（生活訓練）

- ① 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ② 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ③ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑥ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

6 就労系サービス

（１）就労系サービスにおける共通的事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出
 - ・ 令和３年度の実績算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和２年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）とする。また、令和４年度以降の取扱いは、今後の状況を踏まえ、改めて対応を検討する。

《令和３年度の実績算定に係る実績の算出》

[就労移行支援]

次のいずれか２カ年度間の実績で評価

- （Ⅰ）令和元年度及び令和２年度
- （Ⅱ）平成30年度及び令和元年度

[就労定着支援]

次のいずれかの期間の実績で評価

- （Ⅰ）平成30年度、令和元年度及び令和２年度（３年間）
- （Ⅱ）平成30年度及び令和元年度（２年間）

[就労継続支援A型]

スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度
- (Ⅱ) 令和元年度
- (Ⅲ) 令和2年度

※ 「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）

※ それ以外の項目は、令和2年度実績で評価

[就労継続支援B型] ※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合

次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度
- (Ⅱ) 令和元年度
- (Ⅲ) 令和2年度

② 在宅でのサービス利用の要件の見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

- ・ 在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

《在宅でのサービス利用要件》

[現 行]

(利用者要件)

通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

- ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内にお

いて訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
キ オが通所により行われ、あわせて力の評価等も行われた場合、力による通所に置き換えて差し支えない。

[見直し後]

(利用者要件)

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

ア～エ 現行と同じ

オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ 現行と同じ

(その他)

在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

③ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

- ・ 施設外就労に係る加算（※）を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。

（※） 施設外就労加算及び移行準備支援体制加算（Ⅱ）

- ・ 施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

（２）就労移行支援

① 基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し（一部再掲）

- ・ 一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
 - ・ 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定する。
- ※ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所については、従前と同様に前年度の実績により算定する。

《基本報酬の区分決定に係る就労定着率の算出》

[現 行]

前年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合

[見直し後]

前年度及び前々年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度及び前々年度の利用定員の合計数で除して得た割合

② アセスメントの質を高めるための取組の評価

- ・ 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

《支援計画会議実施加算【新設】》 583単位／回

各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議を開催し、関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を加算する。

③ 人員基準の柔軟化

- ・ 就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

《人員基準の見直し》

[現 行]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。うち、1人以上は常勤でなければならない。

[見直し後]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。

④ 実態を踏まえた一般就労の範囲の検討

- ・ 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労移行支援の利用を経て一般就労した際のその一般就労の範囲については、実態として様々な雇用・勤務形態や労働時間数・日数において実際に働くことを実現した障害者がいることなどを踏まえ、現時点においては、雇用形態等による線引きはせず、引き続き雇用契約の有無をもって判断する。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

⑥ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）

⑦ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）

⑧ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

⑨ 医療連携体制加算の見直し（再掲）

⑩ 身体拘束等の適正化（再掲）

⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）

⑫ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

⑬ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（3）就労定着支援

① 基本報酬及び基本報酬の区分の見直し（一部再掲）

- ・ 経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- ・ 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

《基本報酬の区分に係る実績の範囲の見直し》

[現 行]

- (1) 就労定着率が9割以上
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満
- (7) 就労定着率が1割未満

[見直し後]

- (1) 就労定着率が9割5分以上
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満

- (4) 就労定着率が7割以上8割未満
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満
- (7) 就労定着率が3割未満

② 基本報酬の支給要件の見直し

- ・ 現在の支給要件としている「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」について、実際の支援内容は多岐にわたり、個別性が高いものであること等を踏まえ、今後は、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月1回共有することを要件とする。

《基本報酬の算定要件の見直し》

[現 行]

月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

[見直し後]

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

③ 関係機関等との連携強化に係る加算の見直し

- ・ 関係機関等との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関等とのケース会議等を実施することを報酬上評価する。
- ・ 関係機関等と連携した支援については、支援期間にかかわらずに必要となることから、現在、支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな加算を創設する。

《関係機関等との連携強化に係る加算の見直し》

[現 行]

企業連携等調整特別加算

240単位／月

就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

定着支援連携促進加算【新設】

579単位／回

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。

④ 対面での支援の要件緩和

- ・ 運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする（運営基準の見直し）。

《対面支援要件の緩和（運営基準の見直し）》

[現 行]

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行う。

[見直し後]

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行う。

⑤ 就労定着支援事業による支援の円滑な開始の促進

- ・ 就職後6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援が開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の（努力）義務の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図る旨を就労移行支援事業所等の運営基準に規定する（※）。

（※）就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び生活介護の運営基準の見直し

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

（4）就労継続支援A型

① 基本報酬の区分の決定に係る実績の評価方法の見直し

- ・ 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

→「就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について」（別紙4）参照

② 基本報酬の算定における評価内容の公表

- ・ 事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付ける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

《スコア方式による評価内容の公表の義務付け（運営基準の見直し）【新設】》

就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

《自己評価未公表減算【新設】》

スコア方式による評価内容が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

③ 一般就労への移行の促進

- ・ 障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。
- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

→「就労移行支援体制加算の見直しについて」（別紙5）参照

《就労移行連携加算【新設】》 1,000単位

就労継続支援A型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援A型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現 行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉

士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

④ 最低賃金減額特例について

- ・ 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた最低賃金減額特例については、実態として、約9割の事業所において適用者がおらず、また過去に適用者が3人以上いた事業所においても一般就労への移行者を多く出していることから、今回の報酬改定においては特段対応しないこととする。

⑤ 就労継続支援A型における送迎加算の取扱い（一部再掲）

- ・ 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労継続支援A型の送迎加算について、実態として、送迎の理由は「公共交通機関がない等地域の実情」や「重度障害などの障害特性」などのやむを得ない事情が多く、多くの事業所において送迎の必要性を一律ではなく個別に判断していることを踏まえ、現行の枠組みは維持する。
- ・ その上で、就労継続支援A型が利用者と雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであるということを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知する。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）

⑦ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）

⑧ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）

⑨ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

- ⑩ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑪ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑫ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑬ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑭ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

（４）就労継続支援Ｂ型

① 多様な就労支援ニーズに対応するための報酬体系の類型化

- ・ 地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。

※ 基本報酬の報酬体系の選択は各年度の４月に行うことを基本とし、年度途中での変更を行うことはできない。

《報酬体系の類型化》

[現 行]

「平均工賃月額」に応じた報酬体系

（就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ））

[見直し後]

① 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

（就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ））

② 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

（就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）、（Ⅳ））

② 「平均工賃月額」に応じた報酬体系における基本報酬及び基本報酬の区分の見直し（一部再掲）

- ・ 高工賃を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
- ・ 現行の７段階の基本報酬の区分について、実績下位３区分に８割近くの事業所が分布していること等を踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直し、８段階の区分とする。

《基本報酬区分の見直し》

[現 行]

（一）平均工賃月額が４万５千円以上

（二）平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満

（三）平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満

（四）平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満

- (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満
- (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満
- (七) 平均工賃月額が5千円未満

[見直し後]

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満
- (八) 平均工賃月額が1万円未満

③ 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における地域住民との協働やピアサポートの専門性の評価（一部再掲）

- ・ 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算を創設する。
- ・ 地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をする。

《地域協働加算【新設】》

30単位／日

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対して、地域住民その他の関係者と協働して支援（生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、その活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

《ピアサポート実施加算【新設】》

100単位／月

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。）と管理者等を配置し、これらの者によ

り各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

＊ 令和6年3月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が上記研修に準ずると認める研修でも可とするなどの経過措置を設ける。

④ 一般就労への移行の促進（一部再掲）

- ・ 「平均工賃月額」に応じた報酬体系においては、障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。
- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

→「就労移行支援体制加算の見直しについて」（別紙5）参照

＜就労移行連携加算【新設】＞

1,000単位

就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいる場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

＜福祉専門職員配置等加算の要件の見直し＞

[現 行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出（再掲）
- ⑦ 在宅でのサービス利用の要件の見直し（再掲）
- ⑧ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（再掲）
- ⑨ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑩ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑪ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑫ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑬ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑭ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

7 相談系サービス

（1）計画相談支援、障害児相談支援

① 基本報酬及び特定事業所加算の見直し（一部再掲）

- ・ 令和3年3月末までの措置とされていた特定事業所加算Ⅱ及びⅣを含め、現行の特定事業所加算に対応した段階別の基本報酬区分（機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費）を創設する。
- ・ これに加えて、相談支援事業所における常勤専従職員の配置を促すため、現行の特定事業所加算Ⅳの「常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置する」という要件を緩和した「2人のうち1人以上が常勤専従であること」を要件とする基本報酬区分を設ける。（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ））
- ・ 複数の事業所の協働による体制の確保や質の向上に向けた取組を評価する観点から、常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって、機能強化型サービス利用支援費等の算定要件を満たすことを可能にする。
- ・ また、人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置を認める。
- ・ 主任相談支援専門員の配置については、見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置していることを別途評価する加算を創設する。

- ・ 経営状況等を勘案し、基本報酬を見直す。

《主任相談支援専門員配置加算【新設】》

100単位／月

主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

《特定事業所加算【廃止】》⇒《機能強化型サービス利用支援費【新設】》
[現 行]

(1) 特定事業所加算Ⅰ

500単位／月

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。
- ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ト 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満であること。

(2) 特定事業所加算（Ⅱ）

400単位／月

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。
- ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(3) 特定事業所加算（Ⅲ）

300単位／月

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

（４）特定事業所加算（Ⅳ） 150単位／月
（算定要件）

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を２名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

[見直し後]

（１）機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 1,864単位／月
（算定要件）

現行の特定事業所加算（Ⅱ）の要件を満たすこと

※ 常勤専従の相談支援専門員１名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。（以下、機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）及び機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）について同じ。）

（２）機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 1,764単位／月
（算定要件）

現行の特定事業所加算（Ⅲ）の要件を満たすこと。

（３）機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,672単位／月
（算定要件）

現行の特定事業所加算（Ⅳ）の要件を満たすこと。

（４）機能強化型サービス利用支援（Ⅳ） 1,622単位／月
（算定要件）

イ 専従の相談支援専門員を２名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 現行の特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 現行の特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

※ 機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様の算定要件。

② サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価

- ・ 障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援の提

供を行った場合について、初回加算において更に評価する。

《初回加算の見直し》

[現 行]

初回加算

300単位／月（計画相談）

500単位／月（障害児相談）

[見直し後]

初回加算

300単位／月（計画相談）※

500単位／月（障害児相談）※

※ 従前から、新規に計画作成を行った場合に初回加算が算定されていたが、これに加えて

・ 指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が3か月を超える場合であって

・ 4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

は、上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を算定

③ 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

- ・ サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に評価するための加算を創設する。

《集中支援加算【新設】》

300単位／月

- ① 障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合
- ② 利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合
- ③ 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合

④ 他機関へのつなぎのための相談支援業務の評価

- ・ サービス終了前後に、以下の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価するため、居宅介護支援事業所等連携加算を見直すとともに、障害児相談支援に保育・教育等移行支援加算を創設する。

《居宅介護支援事業所等連携加算の見直し、保育・教育等移行支援加算の創設》

[現 行]

居宅介護支援事業所等連携加算 100単位／月

[見直し後]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300単位／月 (①、②)
100単位／月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300単位／月 (①、②)
100単位／月 (③)

- ・ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合

③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）

- ※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6か月以内）は月1回を限度とする。

⑤ 事務負担の軽減及び適切なモニタリング頻度の決定の推進

- ・ 加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとする。
- ・ 利用者の生活の維持・向上のための適切なモニタリング頻度を担保するため、以下のとおり対応する。
 - 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度の決定を行う旨や、モニタリング期間の変更をする際の手続きを再度周知する。
 - 利用者の個別の状況によってモニタリング頻度を短くする必要がある場合を例示する。
 - モニタリング対象月以外における相談支援業務の評価（前述③）については、緊急的、臨時的な取扱いであることを明示し、頻回に算定が必要な利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることを明示する。

⑥ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

(2) 地域移行支援

- ① 地域移行実績の更なる評価（再掲）
- ② 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援（再掲）
- ③ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ④ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

(3) 地域定着支援

- ① 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（再掲）
- ② 精神保健医療と福祉の連携の促進（再掲）
- ③ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進（再掲）
- ④ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

8 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

- ① 医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
 - ・ 前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準について、厚生労働科学研究において開発された見守り等のケアニーズ等を踏まえた医療的ケア児に係る判定基準に見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 医療連携体制加算の見直し（再掲）

③ 看護職員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 看護職員加配加算の算定要件について、上記①の医療的ケア児に係る判定基準を用いることとし、実態に即して以下のとおり見直す。

《看護職員加配加算の見直し》

[現 行]

① 看護職員加配加算（Ⅰ） 【看護職員1人分の加算】

ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアに該当する障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して1以上になること。

イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。